

松山市こども計画(案)

令和6年12月
松山市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	5
5. 計画の策定方法	5
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	9
1. 人口等の見通し	9
2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況.....	13
3. ひとり親家庭やこどもの貧困	23
4. 成育医療等の現状	29
5. こども・若者の意識の現状	36
6. 松山市の地域特性、強み	47
7. こどもに関する既存の個別計画の振り返り	48
8. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題	53
第3章 計画の基本的な方針.....	56
1. めざす姿	56
2. 共通の考え方.....	56
3. 基本方針.....	57
第4章 施策の展開	59
1. 施策体系	59
2. 推進施策と取組.....	60
3. 本計画の成果指標	71
第5章 各個別計画記載事項.....	72
1. 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画.....	72
2. 第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画.....	81
3. 第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	84
4. 松山市成育医療等に関する計画	87
第6章 計画の推進	91
1. 市民及び関係団体等との連携等.....	91
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	92

第1章 計画の概要

1. 計画の背景・趣旨

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、目指す社会のあり方として、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」(「こどもまんなか社会」)が掲げられています。

一方で、近年では児童虐待の相談対応件数やいじめ認知件数、小中学校での不登校児童・生徒数、こどもの自殺者数などが増加傾向のほか、こどもの権利が十分に保障されていない現状もあります。その他にも、こどもの貧困や障がい、ヤングケアラー、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く課題は複雑化してきています。

本市でも、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数や、不登校児童・生徒数、特別支援学級の児童・生徒数など、特別な配慮を要するこども等が年々増加しています。また、全国と同様に出生数は年々減少傾向にあり、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きるこどもとともに、若い世代の最善の利益を考えることが求められているところです。

「松山市こども計画」(以下、「本計画」)は、これらの社会の潮流や課題を踏まえ、すべてのこども・若者の権利が守られ、健やかに成長、自立できるよう、社会全体で総合的にこども・若者・子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

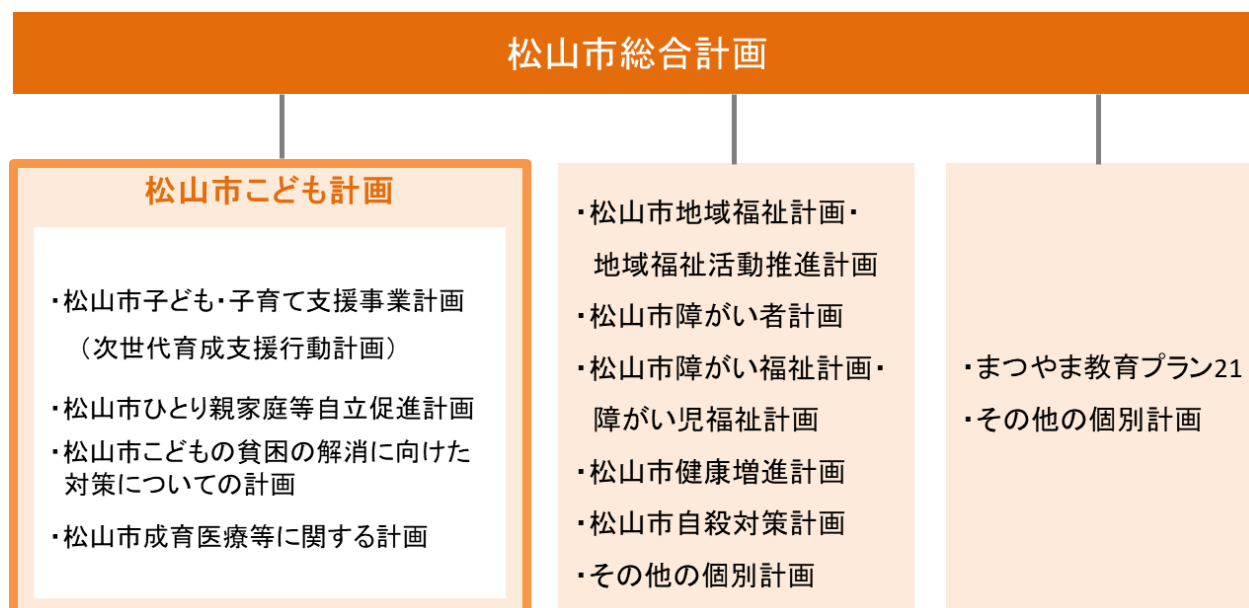
(1) 松山市こども計画

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び愛媛県こども計画を勘案して本市でのこども施策について定めるものです。

また、同条第5項の規定に基づき、「松山市子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」を包含）、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」、「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「松山市成育医療等に関する計画」を包含した一体的な計画として策定します。

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「松山市総合計画」をはじめ、「松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画（このまちのえがおプラン）」「まつやま教育プラン 21」などの関連計画とも整合性を図りました。

【本市の計画との関係】



(2) 松山市子ども・子育て支援事業計画

「松山市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が進める子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。第1期計画(平成27年度～令和元年度)及び第2期計画(令和2年度～令和6年度)の下での取組を継続し、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進します。

なお、第1期計画、第2期計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。

(3) 松山市ひとり親家庭等自立促進計画

「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」を対象として策定するものです。

本市では、平成21年3月に「松山市母子家庭等自立促進計画」、平成28年3月に「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」、令和3年3月に「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を「松山市子どもの貧困対策計画」と一体的に策定し、ひとり親家庭等の自立促進を図ってきました。これまでの計画の下での取組を引き継ぎつつ、ひとり親家庭や寡婦の自立支援を的確に、総合的に推進していきます。なお、第3期計画は、「松山市子どもの貧困対策計画」と合わせて「松山市子どもの未来応援プラン」として策定し、計画期間は令和7年度までとしていましたが、松山市こども計画と一体的に策定するため、計画期間を1年前倒しました(松山市子どもの貧困対策計画も同様)。

(4) 松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(松山市子どもの貧困対策計画)

「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(松山市子どもの貧困対策計画)」は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき策定するものです。主な対象は「現在、貧困状態にあるこどもとその保護者」としますが、貧困について同法上に明確な定義はなく、施策から誰一人取り残すことのないよう、広く捉えるものとします。

本市では令和3年3月に策定した「松山市子どもの貧困対策計画」の下、こどもの貧困を取り巻く状況を踏まえて取組を推進してきており、引き続き、貧困の連鎖を断ち切るため、総合的に

施策を展開していきます。

なお、同法は、令和6年6月26日に改正され、名称が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となりました。よって旧計画を「第1期松山市子どもの貧困対策計画」と呼称し、新しい計画を「第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と呼称することとします。

(5) 松山市成育医療等に関する計画

「松山市成育医療等に関する計画」は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(成育医療等基本方針)に基づき策定するものです。成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を医療、保健、教育、福祉等の関係分野との相互連携を図り、総合的に推進します。

3. 計画の期間

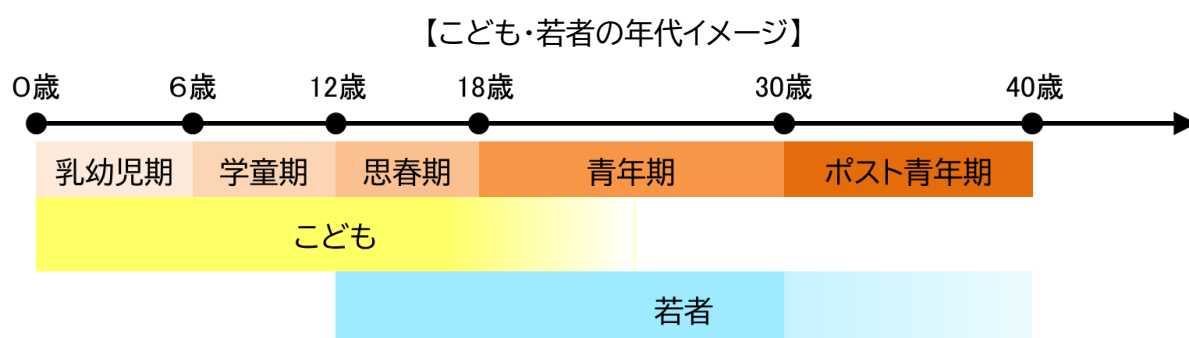
本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
松山市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		松山市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
松山市ひとり親家庭等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画							
松山市成育医療等に関する計画	未策定						

4. 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)及び青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象)の者とし、ます。「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が対象に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の表現を用います。



5. 計画の策定方法

(1) 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、庁内に「松山市こども計画策定等プロジェクトチーム」を設置し、こども家庭部を中心に、福祉推進部や教育委員会事務局をはじめとした全庁の関係各課と連携を図るとともに、こどもの保護者、認定こども園、幼稚園、保育所、児童クラブ等の子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」及び各審議会等で審議を行うほか、小学生以上を対象としたアンケート調査やワークショップ等を開催して、こどもや若者、子育て当事者の意見も反映し、策定しました。

(2) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

①「松山市こども計画」策定に向けたアンケート

対象	小学5年生以上の市内在住者(市内の学校等に通学する学生を含む)
調査方法	インターネット調査
実施時期	令和6年5月～6月
有効回答数	7,898 件

② 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

対象	(1)市内在住の小学校就学前の児童(0歳～5歳)のいる計 3,000 世帯 (2)市内在住の小学1年生～4年生(6歳～10歳)のいる計 3,000 世帯		
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答		
実施時期	令和5年10月～11月		
有効回答数・回収率	(1)小学校就学前児童世帯	1,552 件(回収率:51.7%)	
	(2)小学生児童世帯	1,589 件(回収率:53.0%)	

③ 松山市ひとり親世帯実態調査

対象	市内在住の母子世帯 2,000 件及び父子世帯300件 ※「母子世帯」:20歳未満のこどもを扶養している配偶者のない女子とこどもからなる家庭。(母子以外の同居者がある場合を含む) ※「父子世帯」:20歳未満のこどもを扶養している配偶者のない男子とこどもからなる家庭。(父子以外の同居者がある場合を含む)		
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答		
実施時期	令和6年5月～6月		
有効回答数・回収率	合計	906 件(回収率:39.4%)	
	母子世帯	785 件(回収率:39.3%)	
	父子世帯	121 件 (回収率:40.3%)	

④ 周産期対象アンケート調査

対象	令和6年4～6月に伴走型相談支援事業の妊娠7か月アンケートを送付した妊婦704名
調査方法	インターネット調査
実施時期	令和6年6月～7月
有効回答数・回収率	452件(回収率:64.2%)

(3)「松山市こども計画」策定に向けたワークショップ等での意見募集

こども・若者の意見を計画に反映するため、以下のワークショップ及び意見募集を行いました。

① 若者ワークショップ

対象	市内在住の大学生～30歳代まで
開催日時・場所	令和6年7月15日(月)14時～16時(松山市保健所6階 中会議室)
参加者数	20名
テーマ	こどもまんなか社会の実現に向けて、若者自らが行動できることへの提言

② こどもワークショップ

対象	市内在住の小学5年生～高校3年生
開催日時・場所	【第1回】 令和6年7月28日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室) 【第2回】 令和6年8月25日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室) 【第3回】 令和6年12月21日(土)14時30分～16時30分 (松山市保健所 6 階 大会議室)
参加者数	【第1回】 16名 【第2回】 12名 【第3回】 (実施後記載予定)
テーマ	【第1回】 こどもの権利について 【第2回】 自分にとっての理想の居心地について 【第3回】 (実施後記載予定)

③ 児童館での意見募集

対象	市が所管する8か所の児童館を利用すること
募集期間	令和6年8月27日(火)～9月5日(木)
実施方法	各児童館に模造紙と付箋を設置し、テーマに関する意見を募集
テーマ	① 児童館で何をして、一番遊んでる？ ② 児童館以外に、どんな遊び場が欲しい？
回答総数	① 延べ473件 ② 延べ559件

(4) パブリックコメント

(実施後記載予定)

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

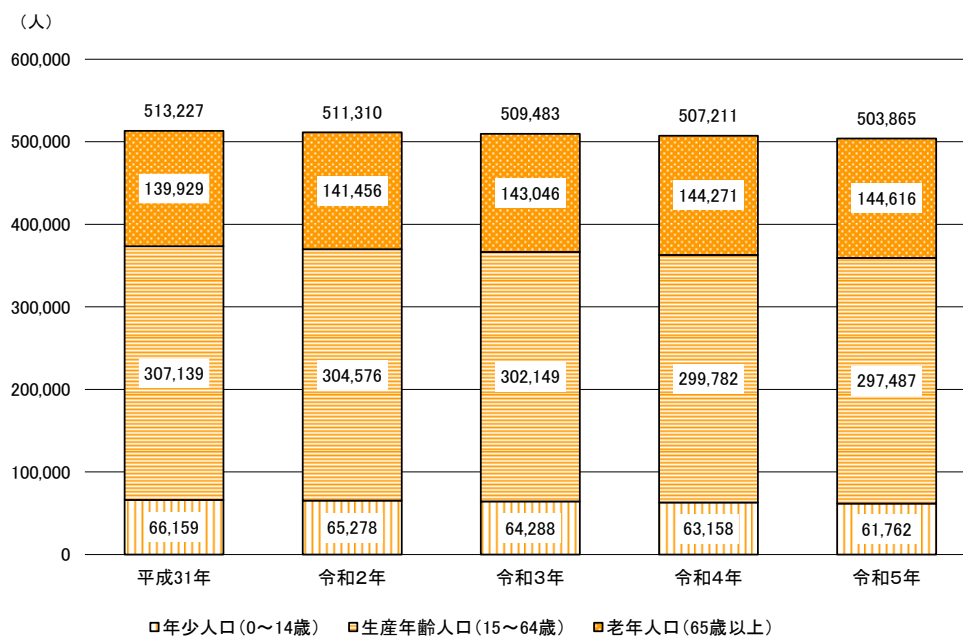
1. 人口等の見通し

① 人口の推移

本市の総人口の推移は、年々減少幅が大きくなっており、令和5年には平成31年から9,362人減少し、503,865人となっています。

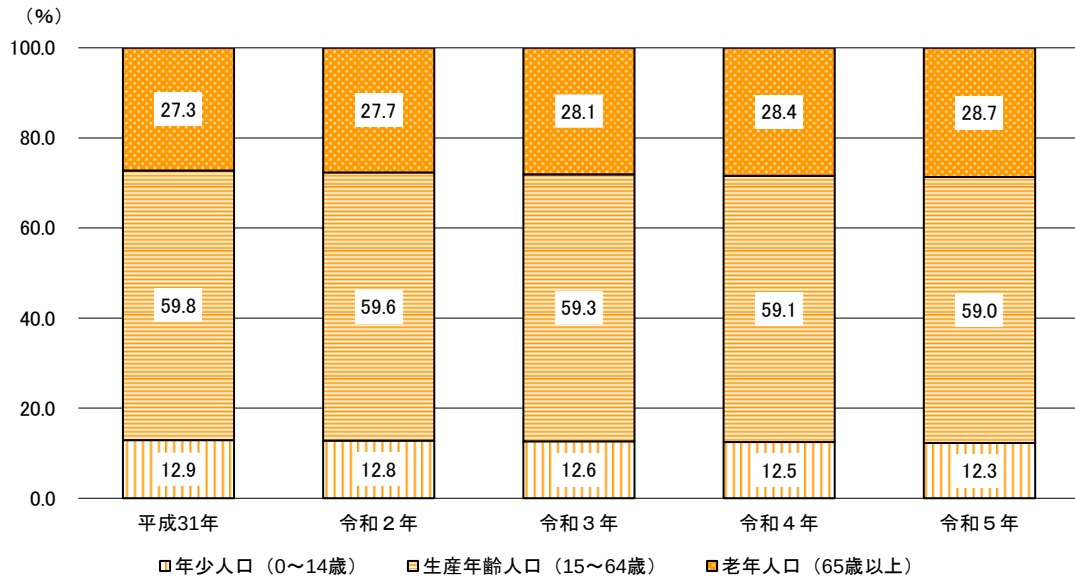
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(16～64歳)と年少人口(0～14歳)は減少を続けている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移

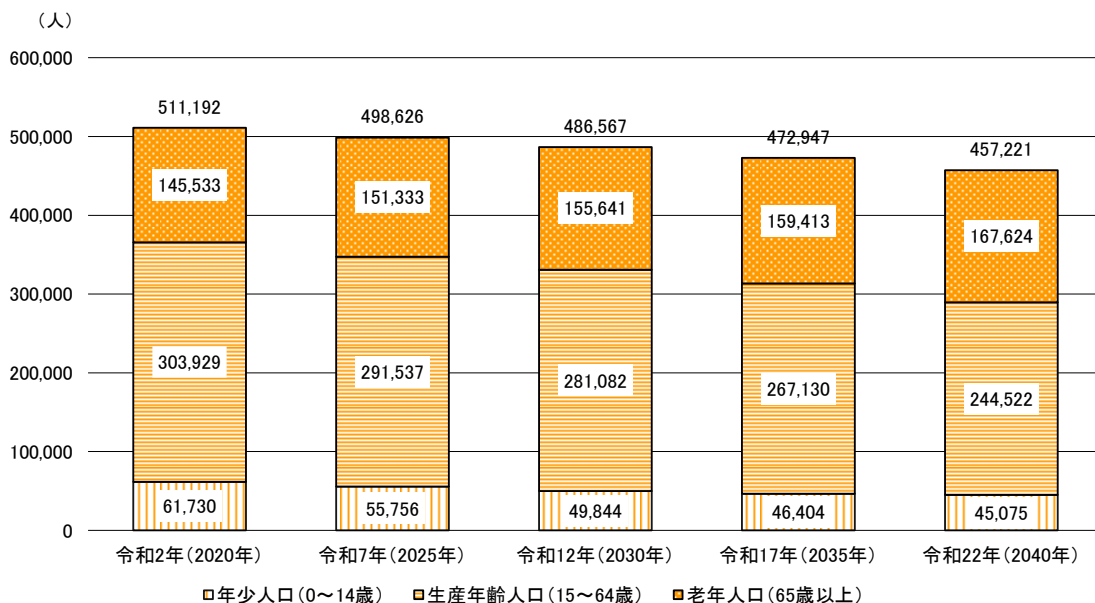


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 将来推計人口

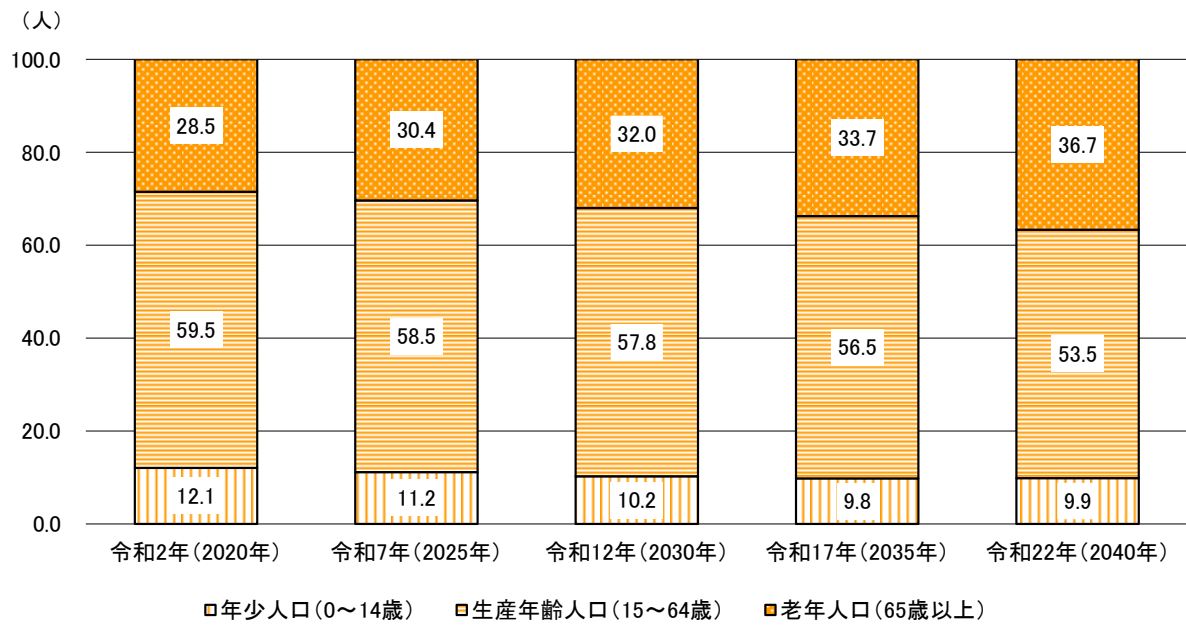
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口は、総人口は減少を続け、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)から53,971人減少して457,221人になる見込みです。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7年(2025年)には30%を超え、令和22年(2040年)には36.7%になる見込みとなっています。

図表 3 推計人口と年齢3区分別人口の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

図表 4 年齢3区分別推計人口割合の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023 年推計)

③ 推計児童人口

これまでの状況から、本市の11歳以下の推計児童人口は、令和11年(2029年)には39,080人になると推計されます。

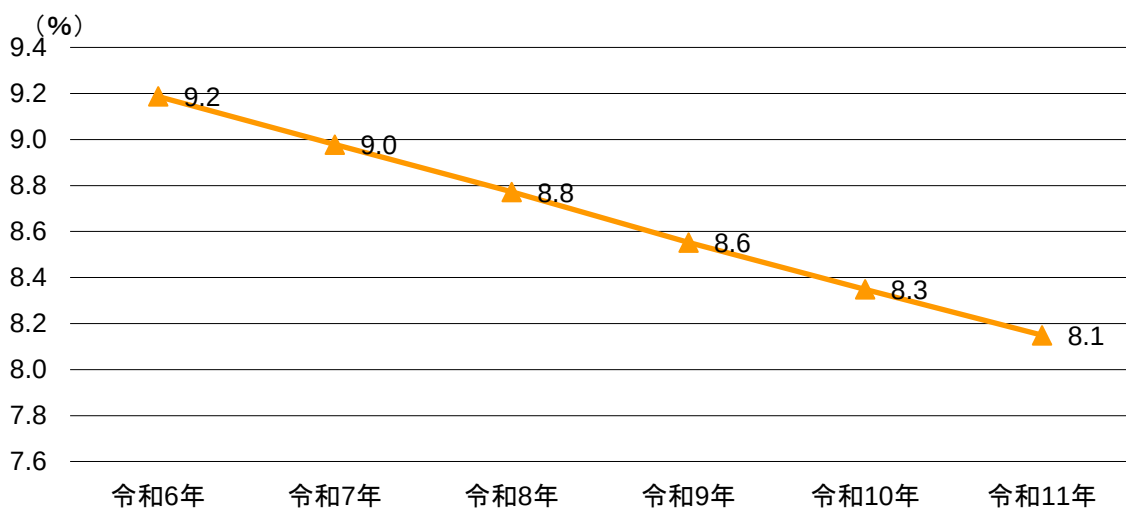
図表 5 推計児童人口の推移

単位: 人

区分	現状	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口(0～11歳)	45,743	44,398	43,070	41,675	40,364	39,080
(総人口比)	9.2%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.1%
0歳	2,899	3,040	2,981	2,931	2,876	2,831
1歳	3,224	2,953	3,096	3,036	2,986	2,930
2歳	3,338	3,201	2,931	3,072	3,012	2,963
3歳	3,377	3,330	3,193	2,923	3,064	3,004
4歳	3,535	3,381	3,334	3,197	2,927	3,068
5歳	3,836	3,542	3,388	3,340	3,202	2,932
0～5歳	20,209	19,447	18,923	18,499	18,067	17,728
6歳	3,994	3,848	3,552	3,398	3,350	3,211
7歳	4,154	3,990	3,844	3,550	3,396	3,348
8歳	4,225	4,151	3,987	3,842	3,549	3,394
9歳	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848	3,554
10歳	4,354	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848
11歳	4,436	4,359	4,375	4,236	4,161	3,997
6～11歳	25,534	24,951	24,147	23,176	22,297	21,352

資料: 令和2年～令和6年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

図表 6 総人口に占める児童人口割合の推移

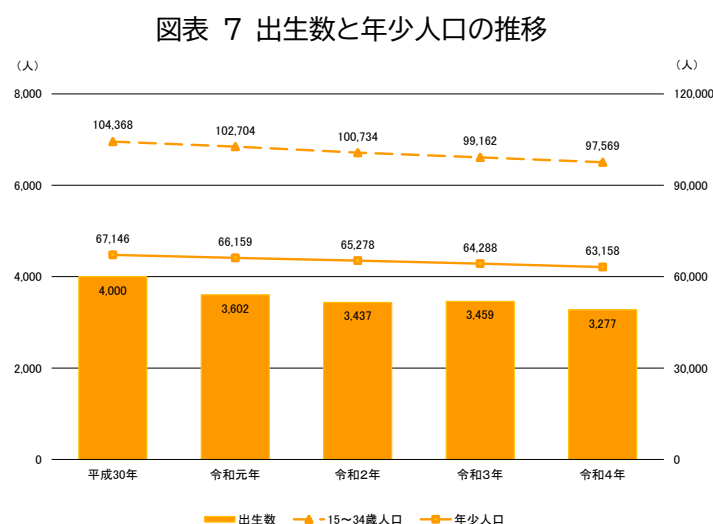


2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況

(1) こどもをめぐる状況

① 出生数

本市の出生数は、令和3年にわずかに増加したものの、令和4年には182人減少し3,277人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなる傾向にあり、令和4年には平成30年から3,988人減少し、63,158人となっています。

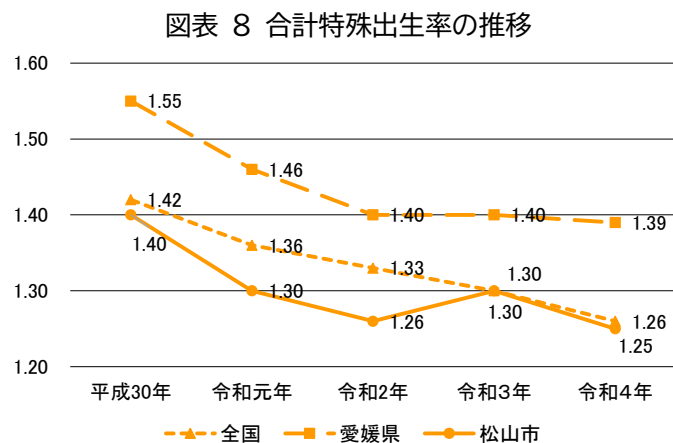


資料：【出生数】松山市文書法制課 人口動態

【年少人口・15～34歳人口】住民基本台帳(各年1月1日)

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降は2年連続で減少し、令和3年には1.30と上昇しましたが、令和4年には、1.25と再び減少しました。



資料：人口動態統計

③ 女性の就業率（国-県-本市比較 令和2年）

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。

図表 9 女性の就業率(国-県-本市比較 令和2年)

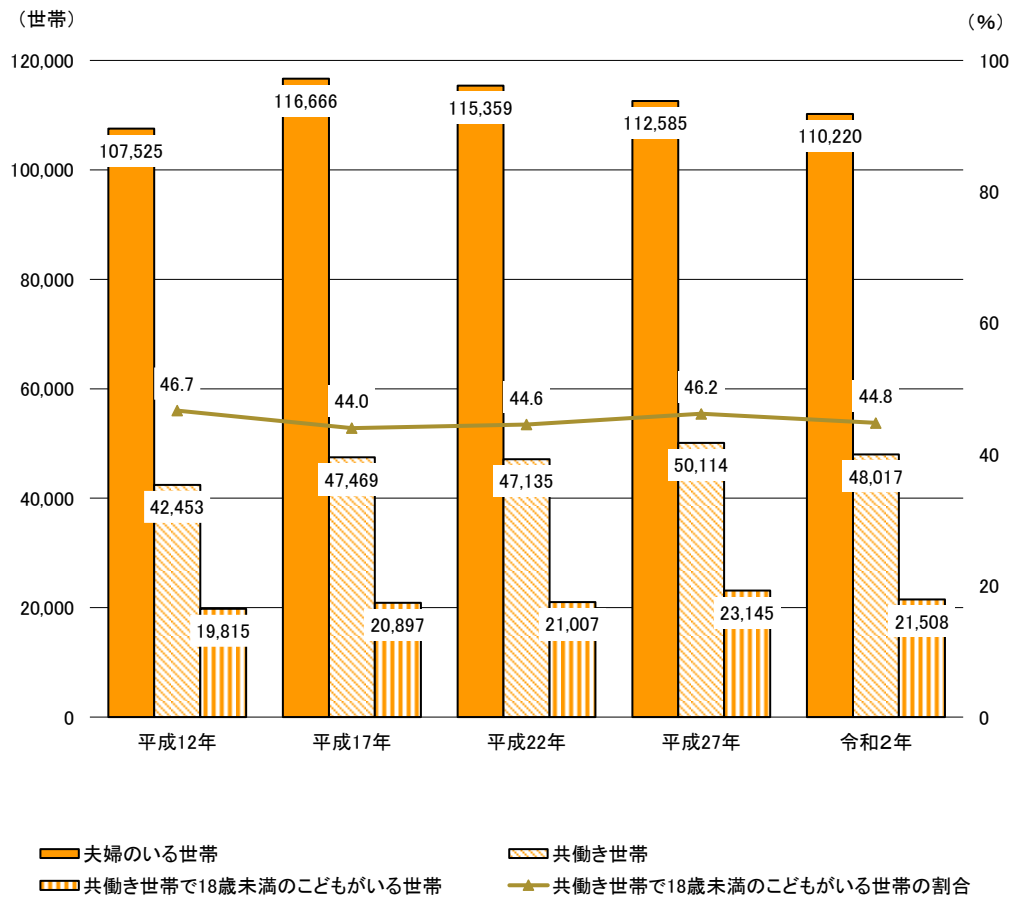
	全国	愛媛県	松山市	全国との差	愛媛県との差
15～19歳	14.2%	11.7%	13.5%	-0.7%	1.8%
20～24歳	59.7%	64.3%	58.9%	-0.8%	-5.4%
25～29歳	68.9%	71.7%	67.6%	-1.3%	-4.1%
30～34歳	64.5%	67.1%	61.4%	-3.1%	-5.7%
35～39歳	64.9%	68.6%	61.4%	-3.5%	-7.2%
40～44歳	68.5%	72.5%	65.9%	-2.6%	-6.6%
45～49歳	70.6%	73.9%	67.2%	-3.4%	-6.7%
50～54歳	70.2%	73.5%	67.8%	-2.4%	-5.7%
55～59歳	68.0%	70.0%	64.8%	-3.2%	-5.2%
60～64歳	57.3%	58.1%	53.9%	-3.4%	-4.2%
65～69歳	38.5%	38.8%	35.1%	-3.4%	-3.7%
70～74歳	24.8%	25.4%	22.1%	-2.7%	-3.3%
75～79歳	13.3%	14.4%	12.3%	-1.0%	-2.1%
80～84歳	7.0%	7.9%	6.5%	-0.5%	-1.4%
85歳以上	2.6%	2.6%	2.5%	-0.1%	-0.1%

資料：国勢調査

④ 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年は44.8%となっています。

図表 10 共働き世帯の推移



資料:国勢調査

⑤ 保育所等利用待機児童の状況

本市の令和6年「保育所等利用待機児童数」は、令和4年から3年連続で0人となっています。

図表 11 保育所等利用待機児童数の推移

単位:人

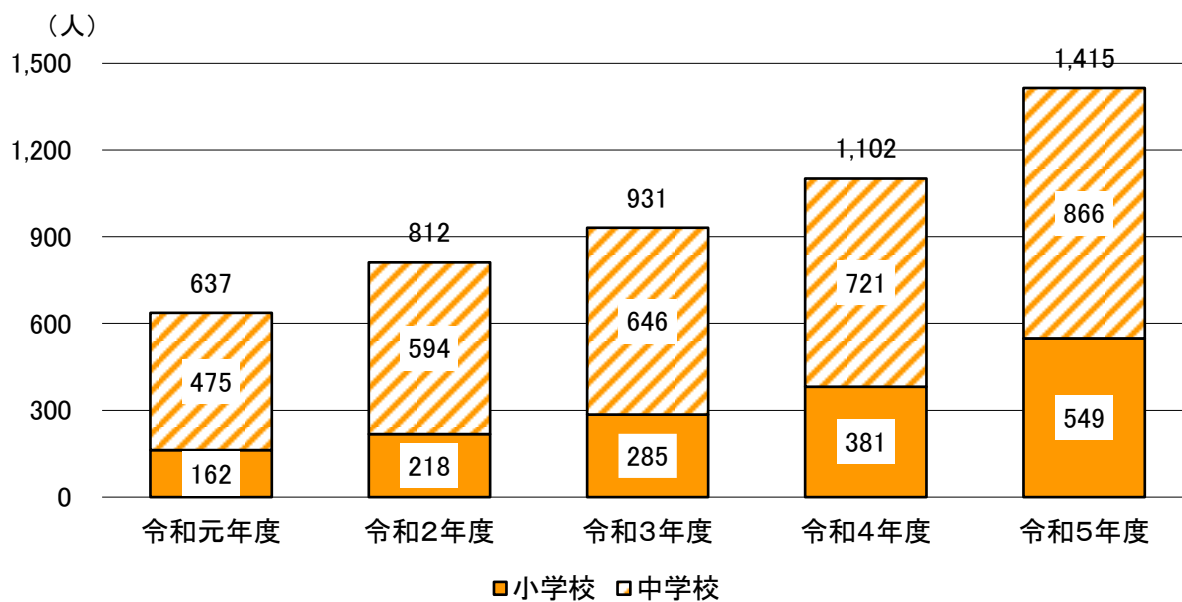
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	42	25	0	0	0
(対前年度)	9	▲ 17	▲ 25	0	0

資料:松山市保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

⑥ 不登校児童・生徒数

本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和 5 年度は 1,415 人と、令和元年度の637人から2倍以上となっています。

図表 12 小中学校の不登校児童生徒数(松山市)

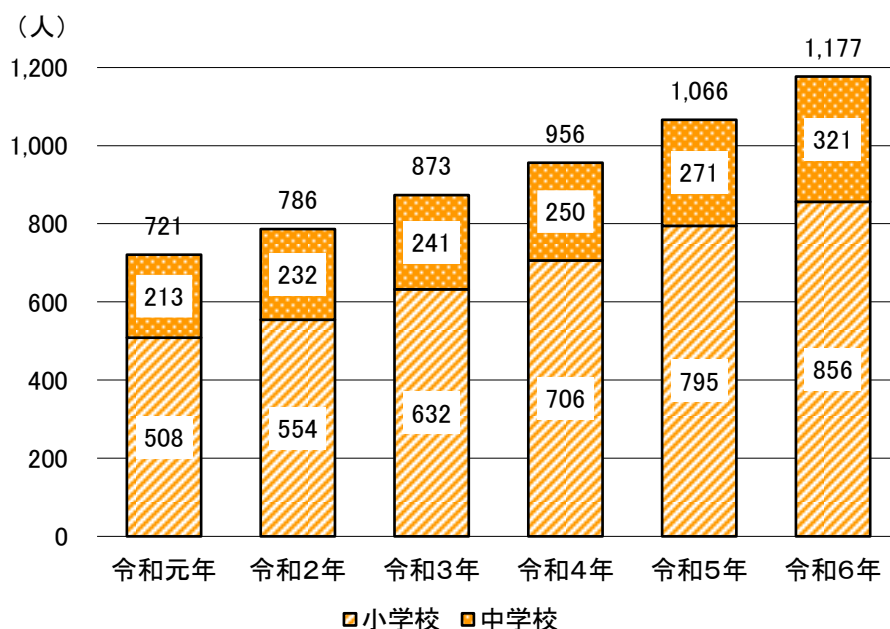


資料:松山市学校教育課

⑦ 特別支援学級児童・生徒数

本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年は小学校で856人、中学校で321人となっています。

図表 13 特別支援学級に在籍する児童・生徒数



資料:松山市学校教育課

⑧ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦

本市の要保護児童、要支援児童の数は増加傾向にあり、令和5年度は要保護児童が 1,897 人、要支援児童が 1,373 人となっています。

また、特定妊婦の数は横ばいで推移しており、令和5年度は180人となっています。

図表 14 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の推移

	(人)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	1,132	1,173	1,366	1,642	1,897
要支援児童	1,201	1,261	1,296	1,361	1,373
特定妊婦	216	217	228	200	180
合計	2,549	2,651	2,890	3,203	3,450

資料:松山市こども相談課

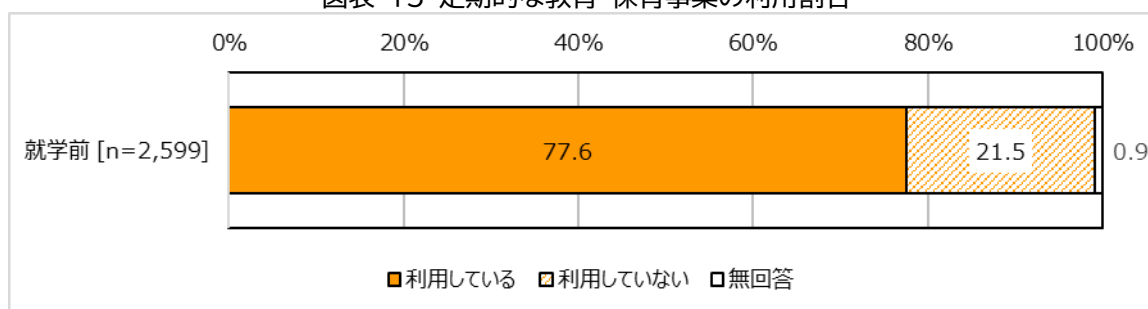
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

令和5年に実施した、子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

① 定期的な教育・保育事業の利用割合

定期的な教育・保育事業の利用割合は7割以上で、こどもの年齢が0～1歳では「保育所」や「認定こども園」、3歳以上では「幼稚園」の割合が高くなっています。

図表 15 定期的な教育・保育事業の利用割合



図表 16 定期的な教育・保育事業の利用割合(年齢別)

(単位: %)

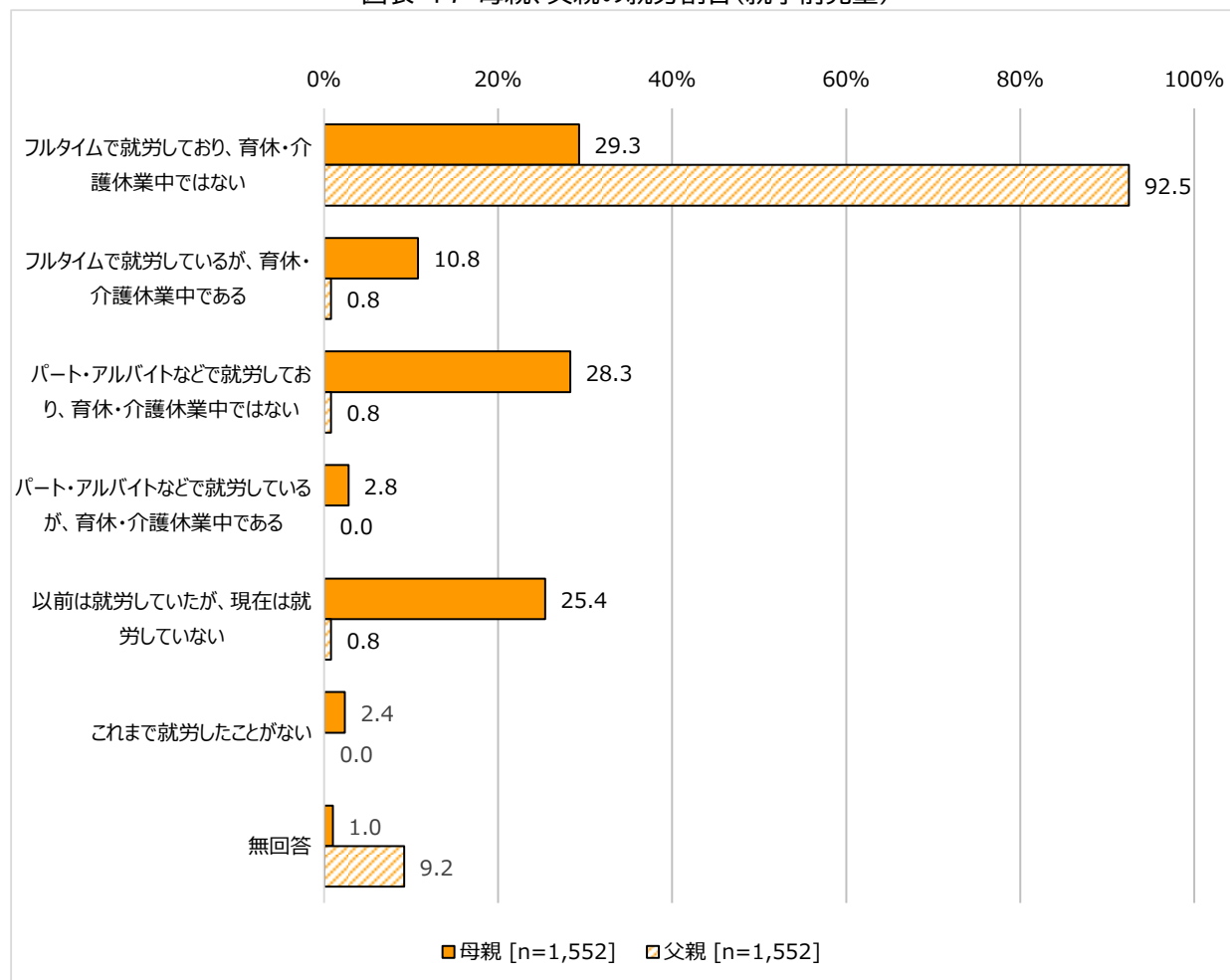
	全体 (人)	幼稚園	幼稚園 の預かり 保育	保育所	認定こども園	地域型 保育事業	企業主 導型保 育事業	障がい 児支援 施設	認可外 保育施 設	ベビー シッター	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	無回答
全 体	1,204	30.6	11.2	23.9	33.0	2.5	6.6	2.5	1.2	0.0	0.2	1.2	0.0
対 象 の 子 ど も													
0歳	96	7.3	2.1	35.4	30.2	10.4	14.6	0.0	2.1	0.0	0.0	2.1	0.0
1歳	161	2.5	1.9	34.8	32.3	7.5	18.0	1.9	1.2	0.0	0.0	2.5	0.0
2歳	208	19.7	5.3	31.3	31.7	3.8	8.7	3.4	1.4	0.0	0.5	1.9	0.0
3歳	227	44.1	11.9	20.3	31.3	0.0	2.2	3.1	1.3	0.0	0.4	0.4	0.0
4歳	242	42.6	19.0	16.9	33.5	0.0	4.1	2.9	1.2	0.0	0.0	0.8	0.0
5歳	263	43.0	16.7	16.7	36.1	0.0	1.1	2.3	0.8	0.0	0.0	0.4	0.0

※「全体」は年齢が「無回答」の回答も含むため、0～5歳の回答者数の合計値と同じ値にならない。

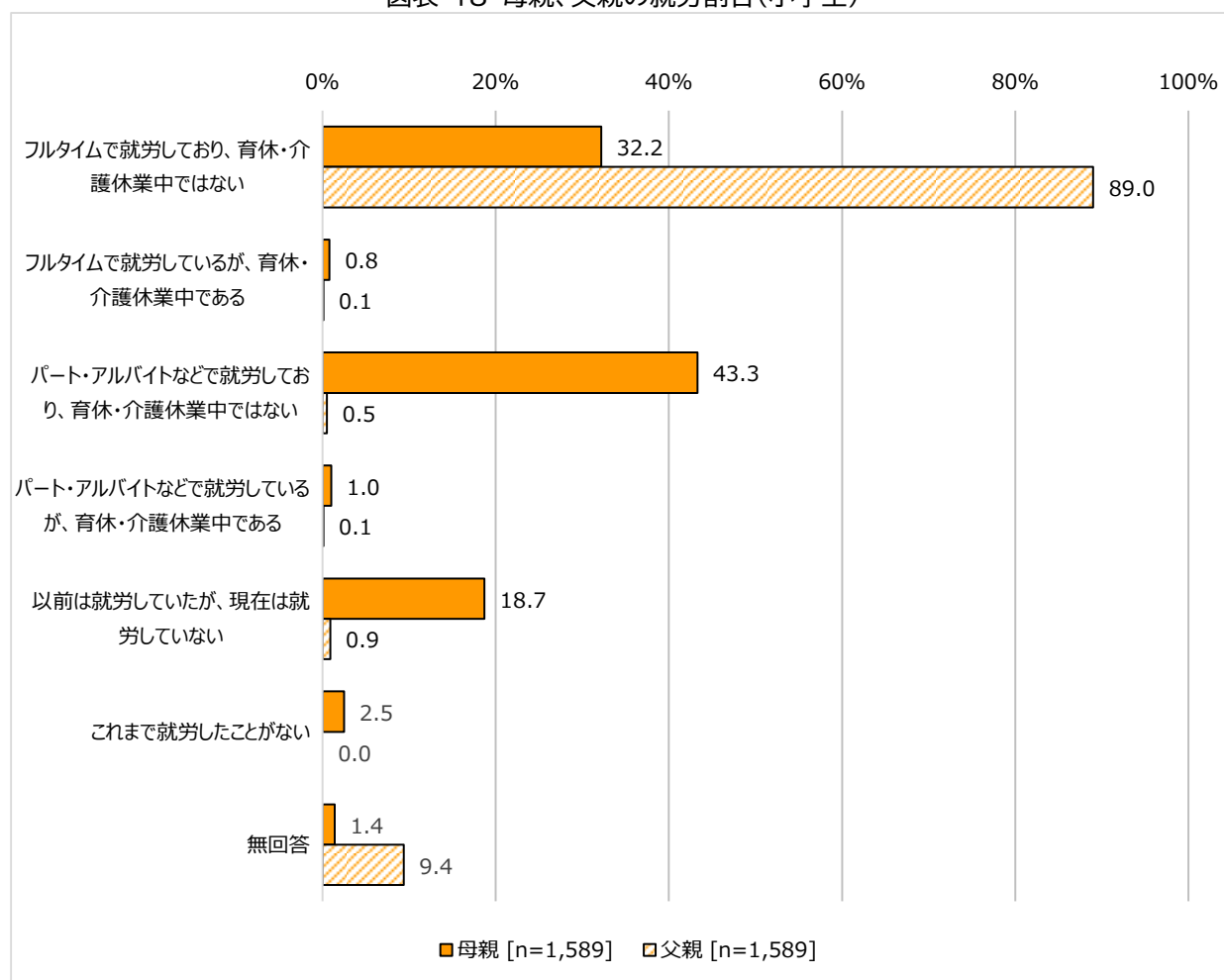
② 母親、父親の就労割合

母親、父親の就労割合は、就学前児童の母親が 71.2%(フルタイムは 40.1%)、父親が 94.1%(フルタイムは 93.3%)で、小学生の母親が 77.3%(フルタイムは 33.0%)、父親が 89.7%(フルタイムは 89.1%)でした。母親の就労割合が就学前児童より小学生で高くなる一方で、父親の就労割合は低くなっています。

図表 17 母親、父親の就労割合(就学前児童)



図表 18 母親、父親の就労割合(小学生)

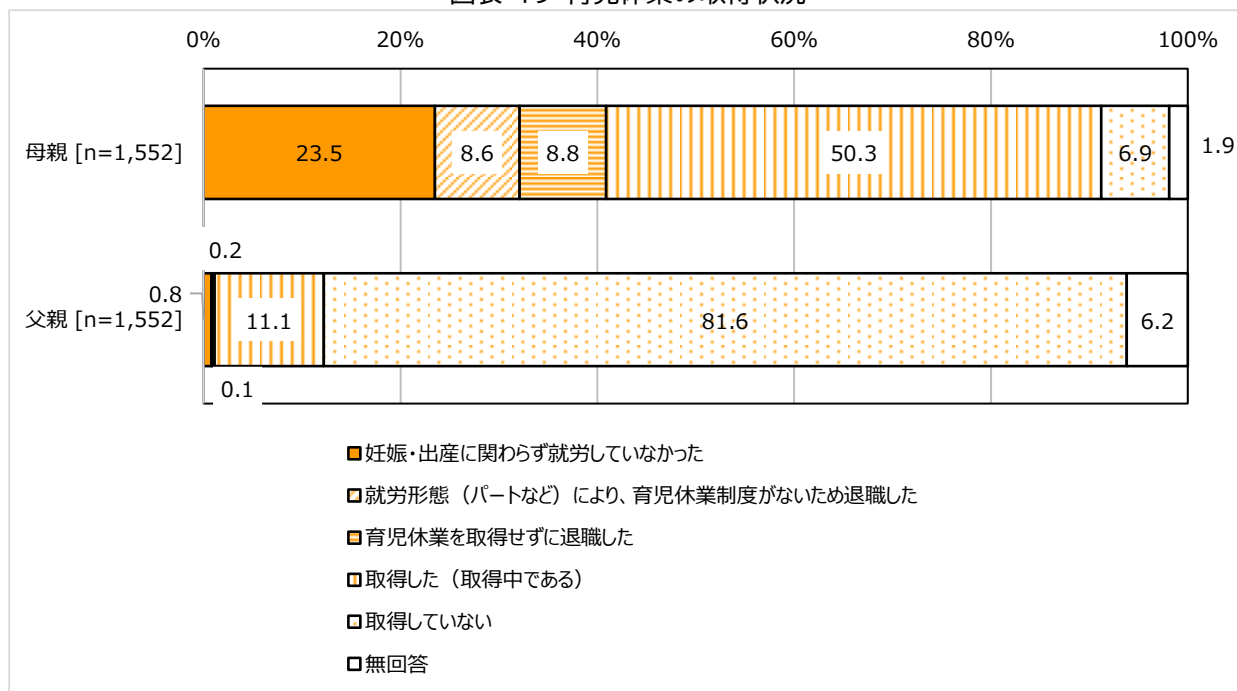


③ 育児休業の取得状況

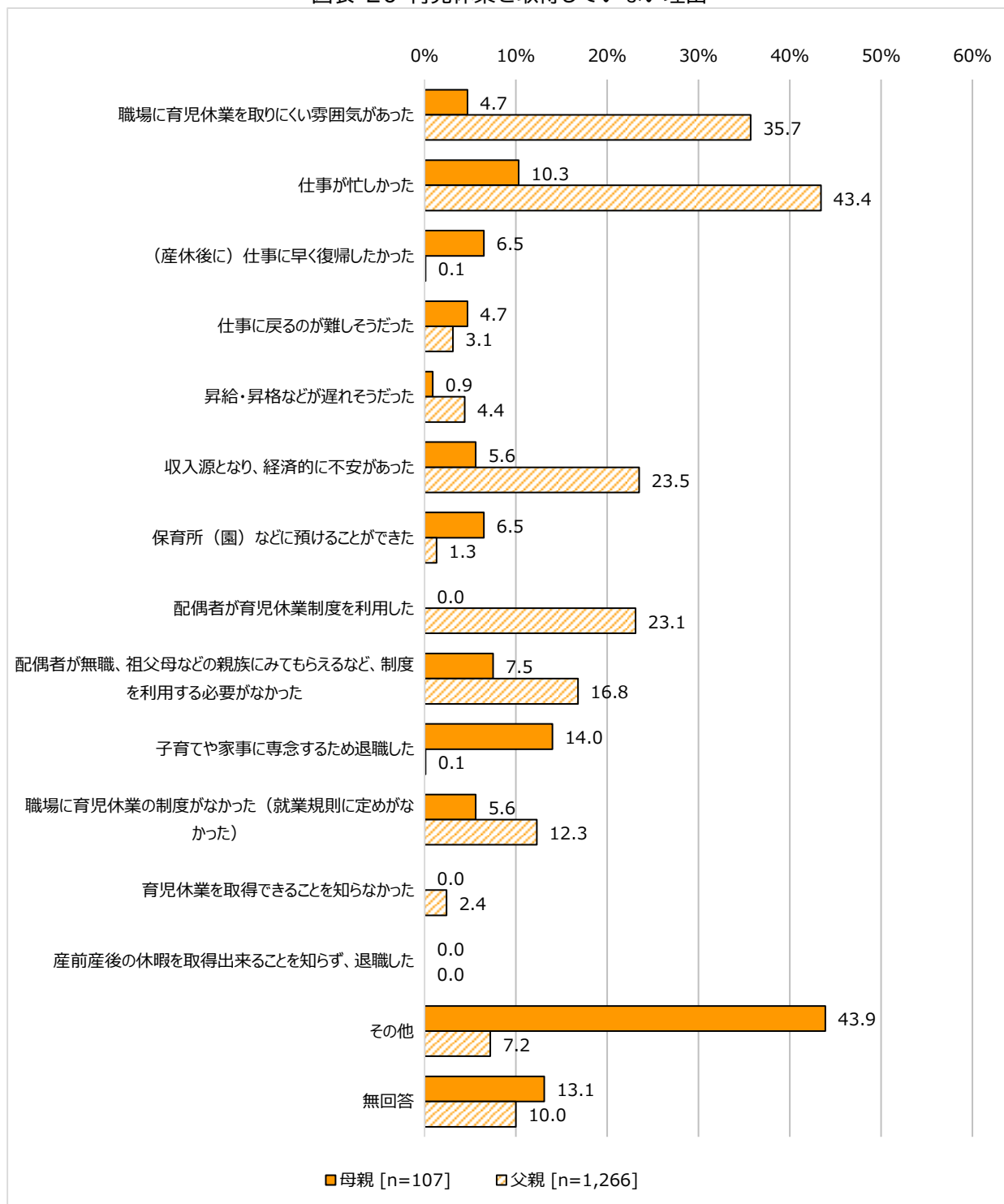
育児休業の取得状況(取得した(取得中である))は、母親が50.3%、父親は11.1%でした。

育児休業を取得していない理由は、母親は、「その他」が43.9%で最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」(14.0%)が多く、父親は、「仕事が忙しかった」(43.4%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.7%)が多くなっています。

図表 19 育児休業の取得状況



図表 20 育児休業を取得していない理由



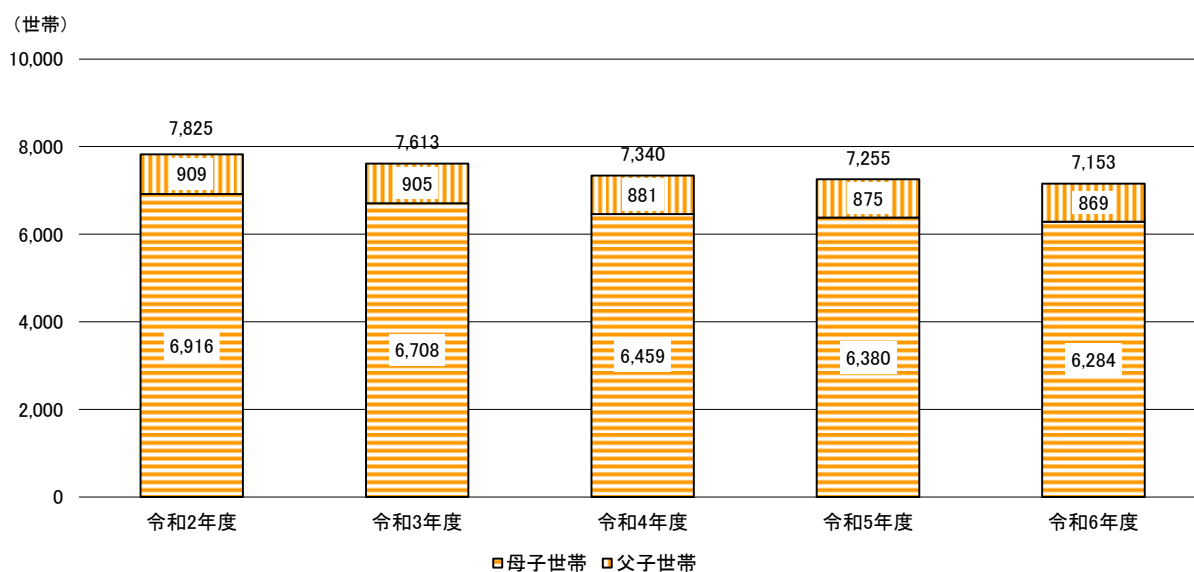
3. ひとり親家庭やこどもの貧困

(1) ひとり親家庭やこどもの貧困等の現状

① ひとり親世帯数の推移

令和6年度の母子世帯は 6,284 世帯、父子世帯は 869 世帯となっています。母子世帯及び父子世帯は年々減少傾向にあります。

図表 21 ひとり親世帯数の推移

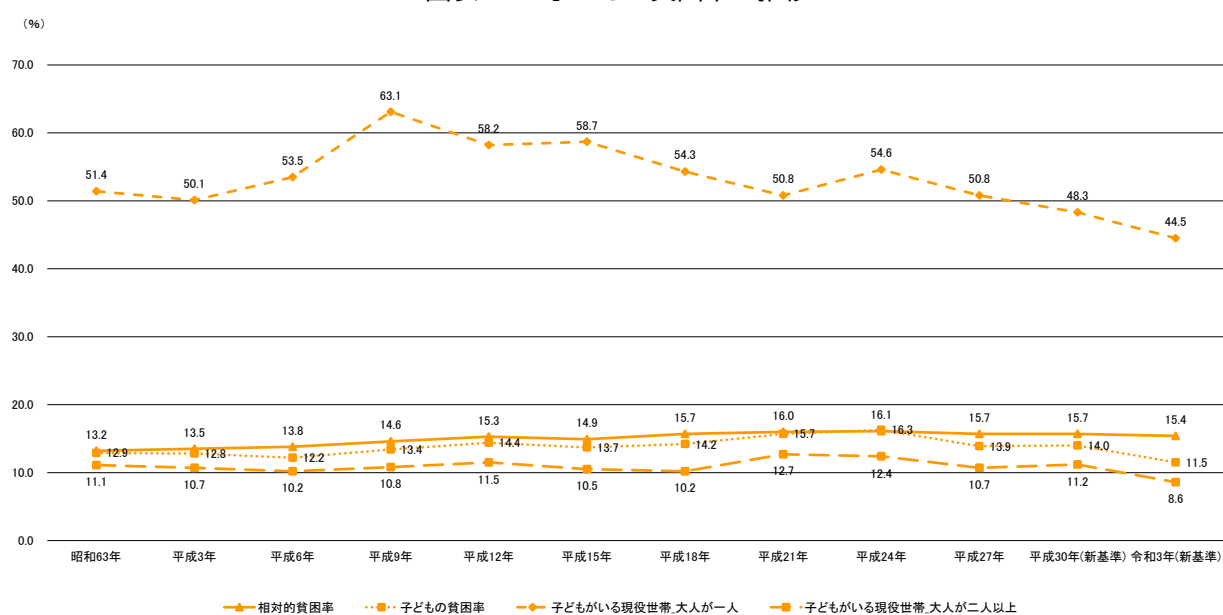


資料:松山市推計人口、福祉事務所の概要(各年度 4 月 1 日現在)

② 国内のこどもの貧困率

令和3年の「子どもの貧困率」は11.5%となっています。「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、「大人が一人」(ひとり親世帯)の世帯は44.5%、「大人が二人以上」の世帯は8.6%となっています。

図表 22 子どもの貧困率の推移



資料: 国民生活基礎調査(各年)

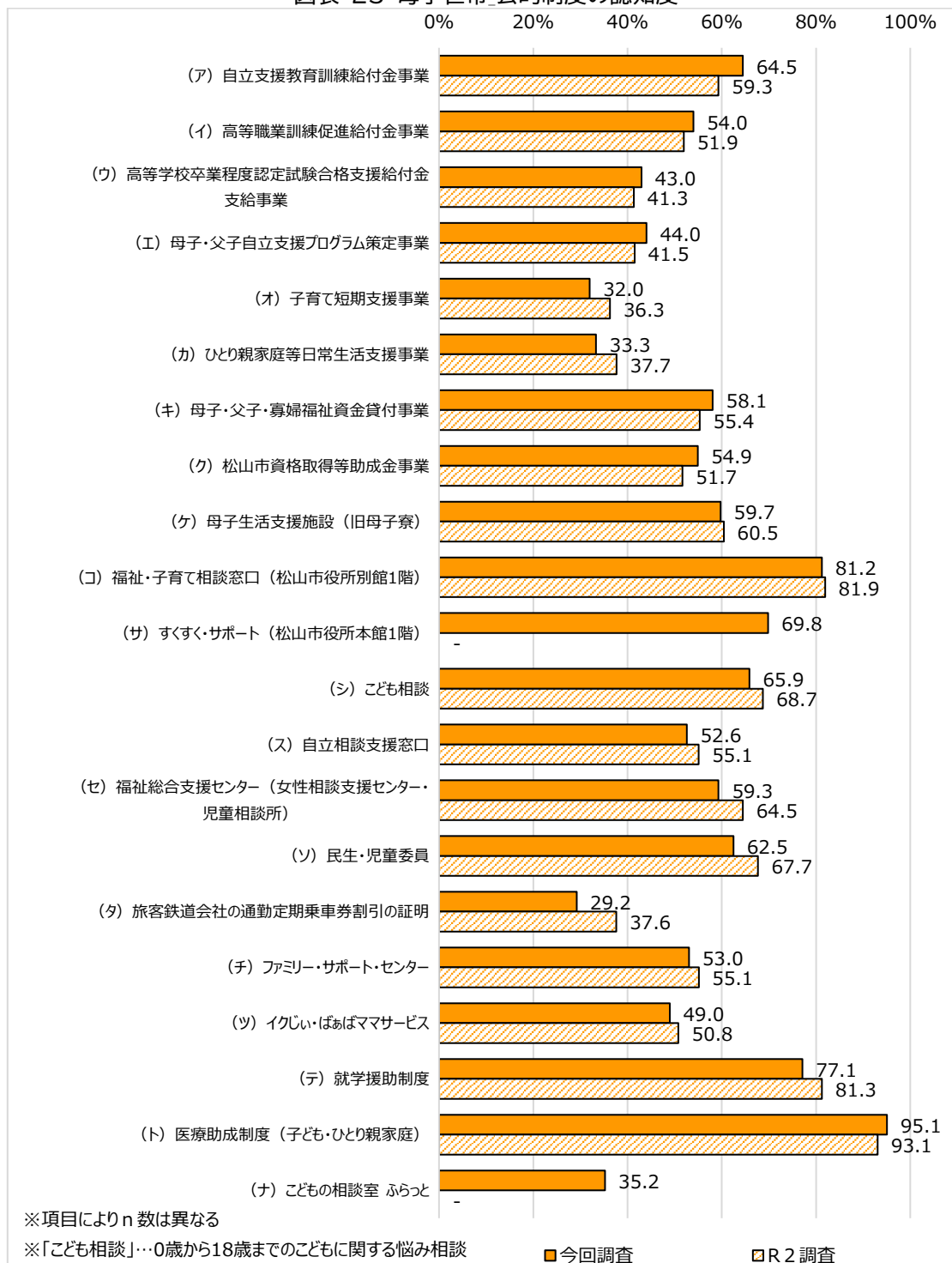
(2) ひとり親世帯実態調査結果

令和6年に実施した、ひとり親世帯実態調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

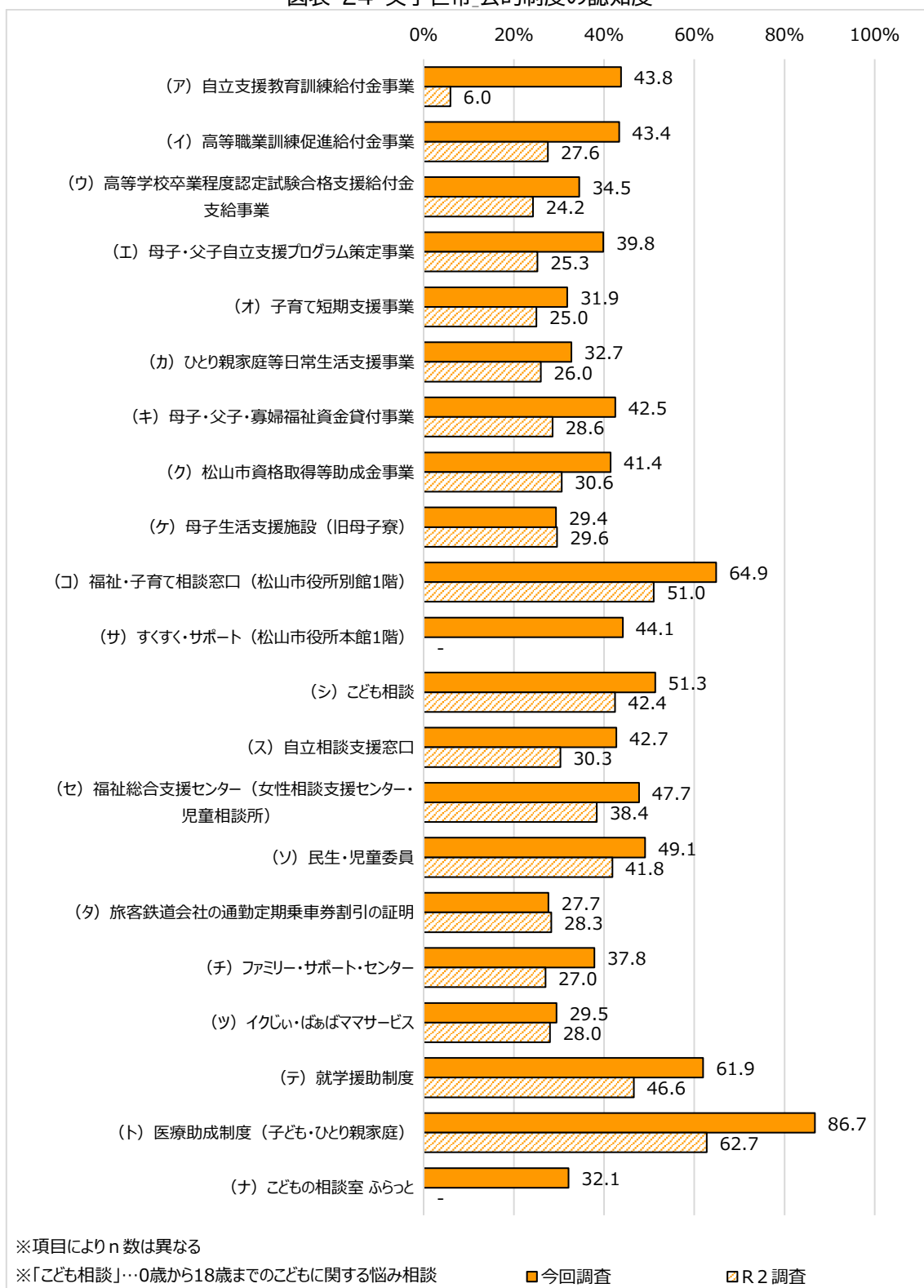
① 公的制度の認知度

こどもの預かりを行う「子育て短期支援事業」や家事のサポートを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は母子世帯、父子世帯ともに30%程度となっています。

図表 23 母子世帯 公的制度の認知度



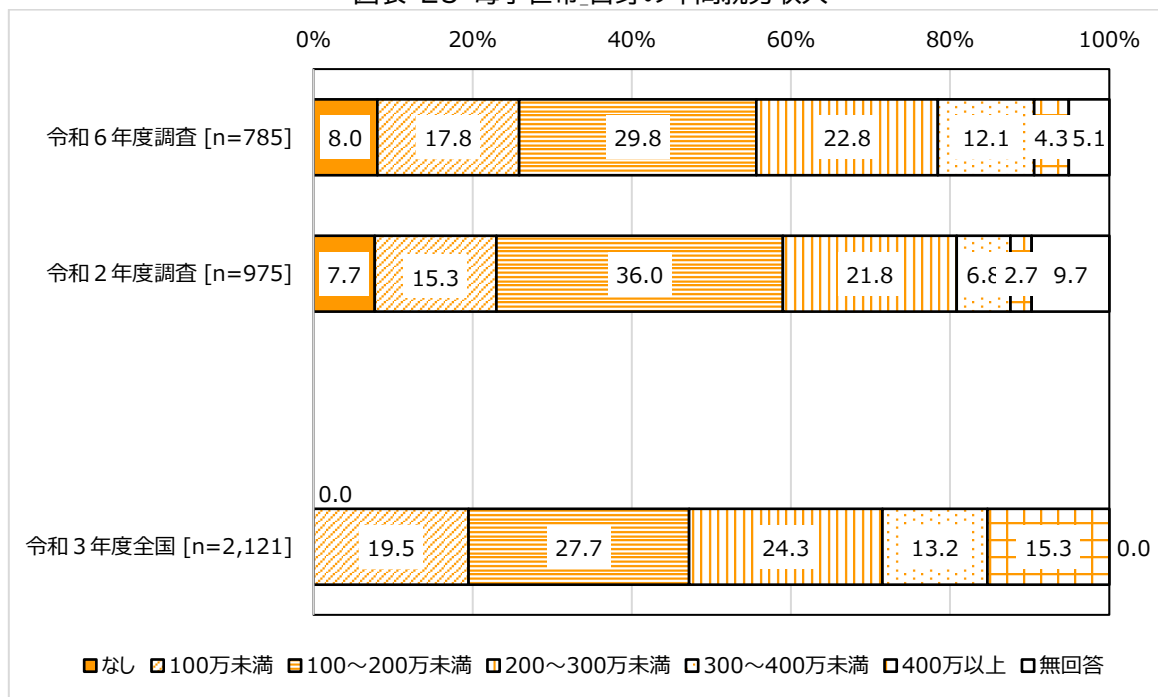
図表 24 父子世帯 公的制度の認知度



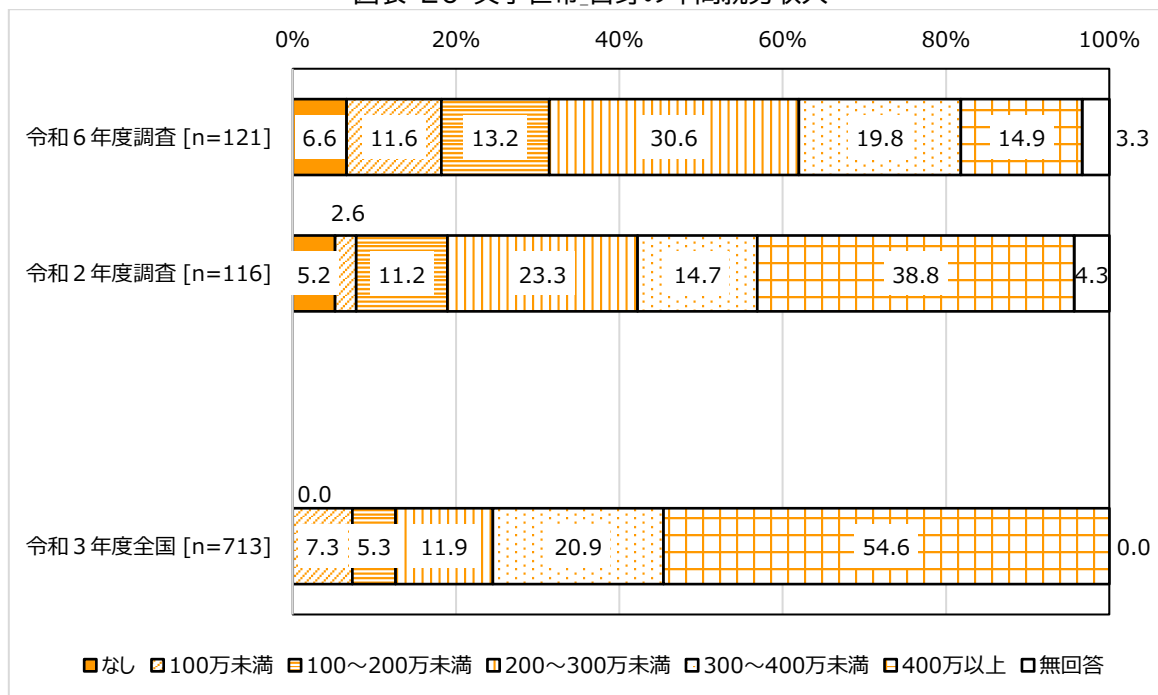
② 自身の年間就労収入

自身の年間就労収入が300万未満の割合が、母子世帯は78.4%、父子世帯は62.0%となっており、父子世帯では、令和2年度調査より割合が高くなっています。

図表 25 母子世帯_自身の年間就労収入



図表 26 父子世帯_自身の年間就労収入

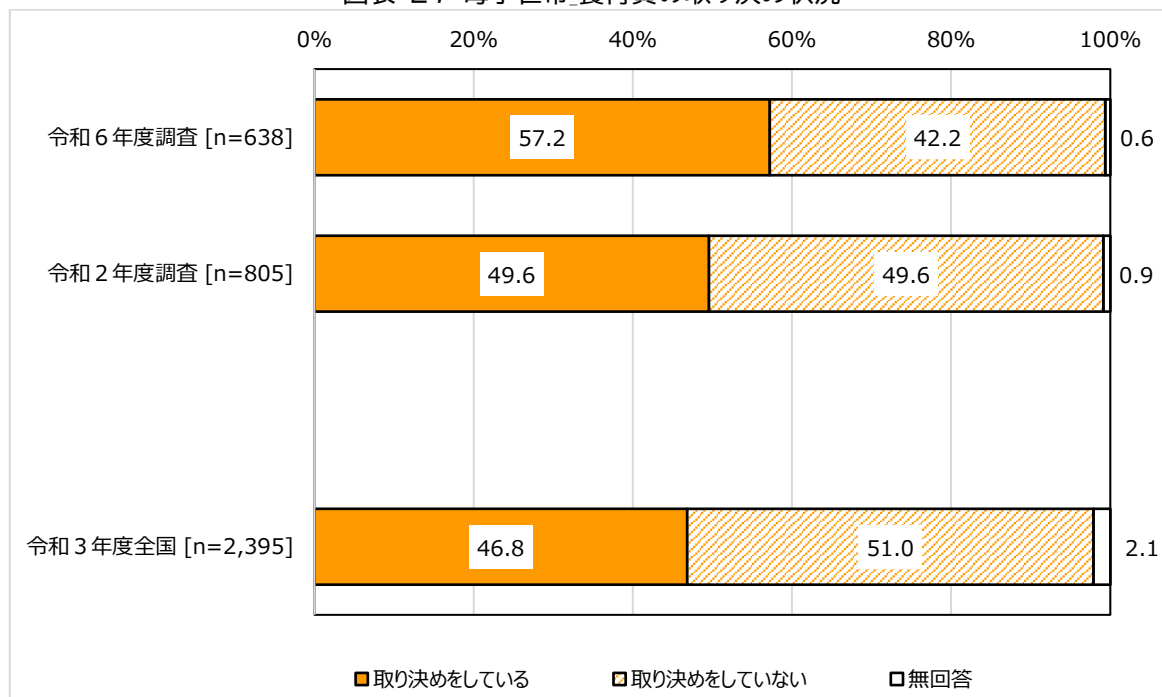


※全国調査では、「なし」の選択肢は設定されていない。

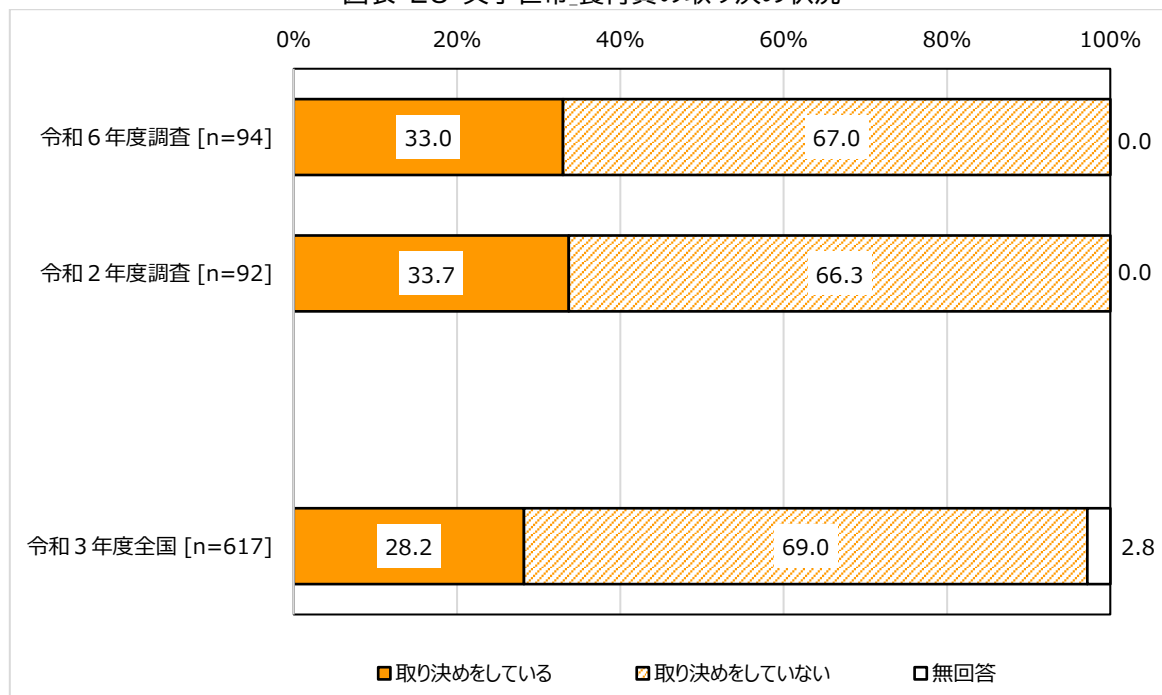
③ 養育費の取り決め状況

養育費の取り決めについて、母子世帯の 42.2%、父子世帯の 67.0%が取り決めをしていない状況です。

図表 27 母子世帯 養育費の取り決め状況



図表 28 父子世帯 養育費の取り決め状況



4. 成育医療等の現状

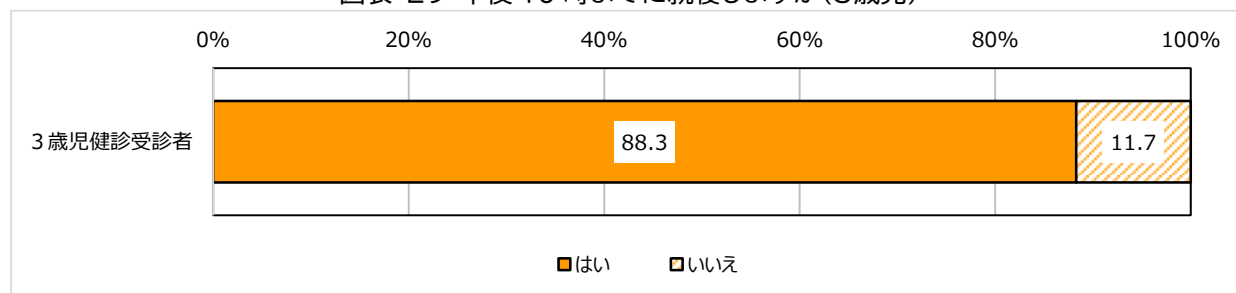
各種アンケート調査及び令和4年度松山市母子保健のデータから、成育サイクル(周産期、乳幼児期、学童期、思春期、全成育期)の主な特徴は以下の通りです。

(1) 生活習慣

① 睡眠が十分にとれていると思うか

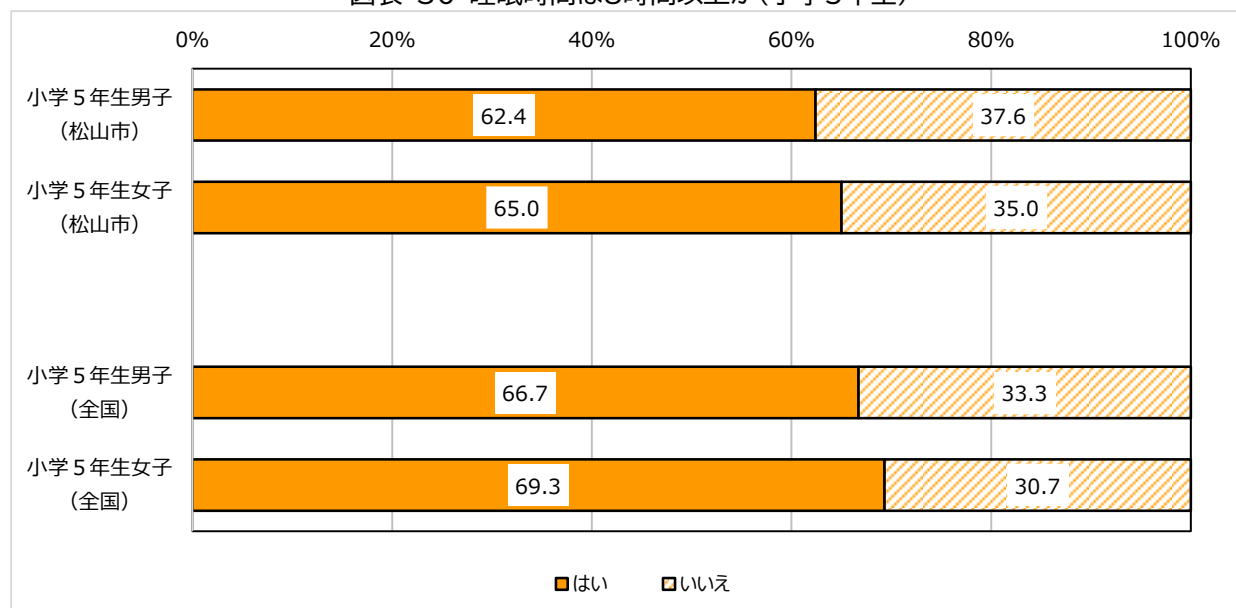
「睡眠が十分にとれている」のは、3歳児で 88.3%、小学5年生で 62～65%、中学2年生では男子 25.8%、女子 16.5%、15-17 歳で 38.6%、18-39 歳で 49.7%、周産期で 67% となっています。

図表 29 午後 10 時までに就寝しますか(3歳児)



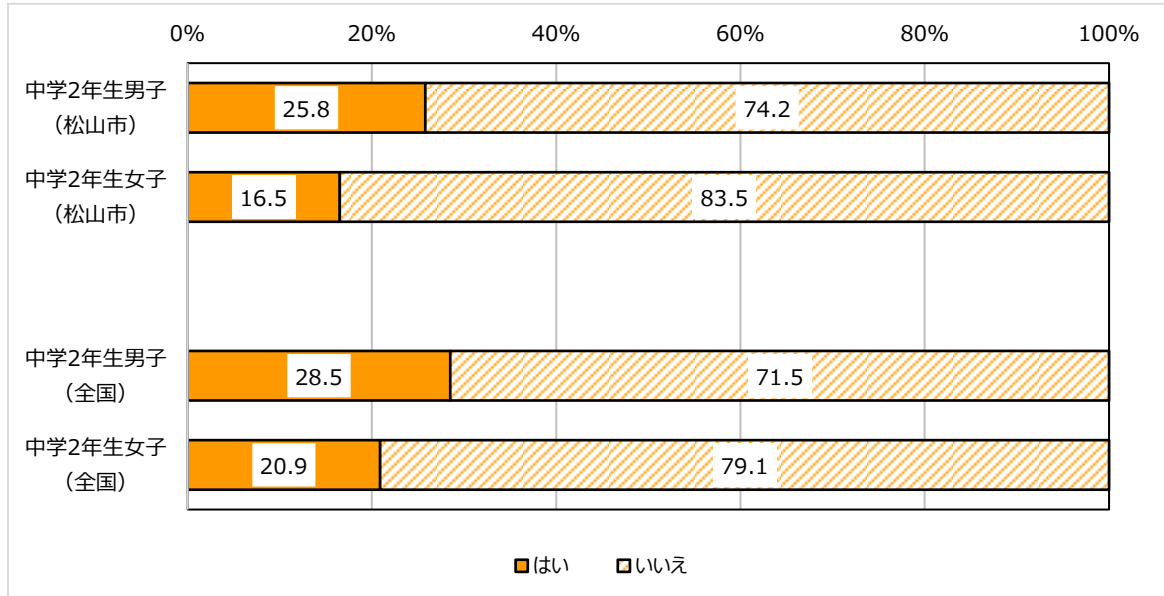
資料:3歳児健康診査受診者問診票(令和4年度4～7月、令和5年度12～3月)

図表 30 睡眠時間は8時間以上か(小学5年生)



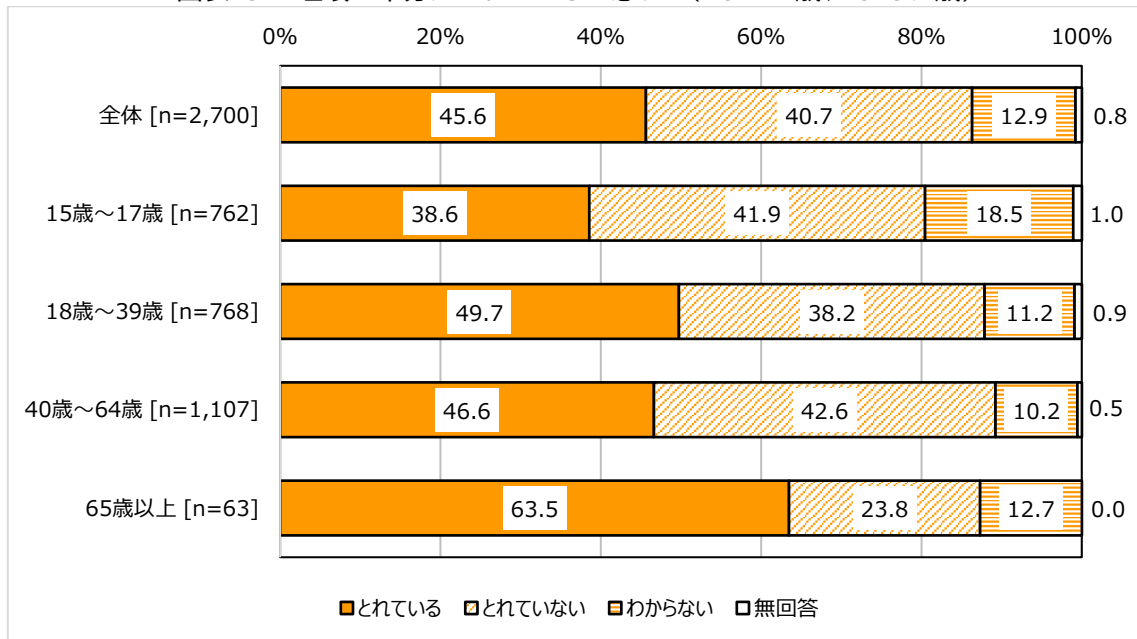
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査

図表 31 睡眠時間は8時間以上か(中学2年生)



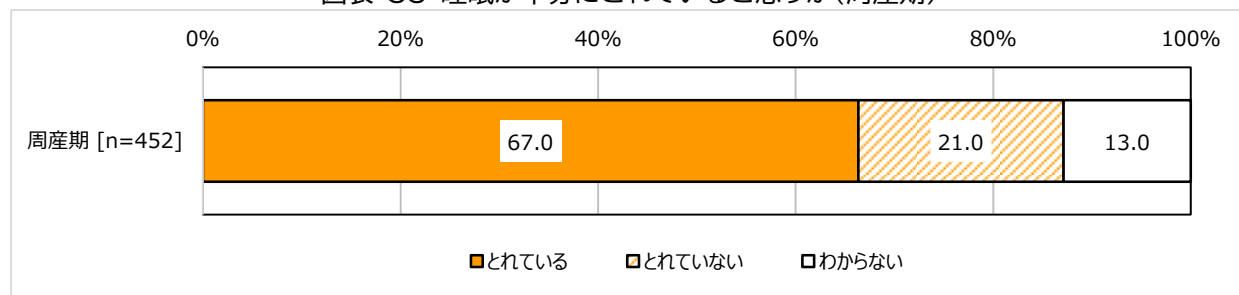
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図表 32 睡眠が十分にとれていると思うか(15-17歳、18-39歳)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 33 睡眠が十分にとれていると思うか(周産期)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(周産期)

(2) 適切な健診受診

① 健診受診率

各健診の受診率は、妊婦健診 96.8%(令和5年度)、乳児健診(令和4年度 3-4か月児)98.3%、幼児健診(令和4年度 1歳6か月児)82.6%、幼児健診(令和4年度 3歳児)80.3%です。乳児健診は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えによって受診率が低くなっています。

図表 34 妊婦一般健康診査 受診状況の推移

年度	受診券交付数 (枚)	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和元	18,355	17,601	95.9
2	18,354	17,141	93.4
3	17,611	16,696	94.8
4	16,273	15,873	97.5
5	14,896	14,426	96.8

資料:松山市保健衛生年報 令和6年版(令和5年度統計)

図表 35 乳幼児の健康診査の受診率(令和4年度)

		松山市	愛媛県	国
乳児	3-4か月児	98.3%※1	94.5%※1	96.1%※2※3
幼児	1歳6か月児	82.6%	91.2%	96.3%※3
	3歳児	80.3%	89.9%	95.7%※3

資料:(県・市)令和4年度 母子保健報告

(乳幼児健康診査の医療機関に委託している乳児一般健康診査の受診率)

※1:乳児 3～6 か月児の数値

(国)厚生労働省 令和4年度地域保健・健康増進事業報告

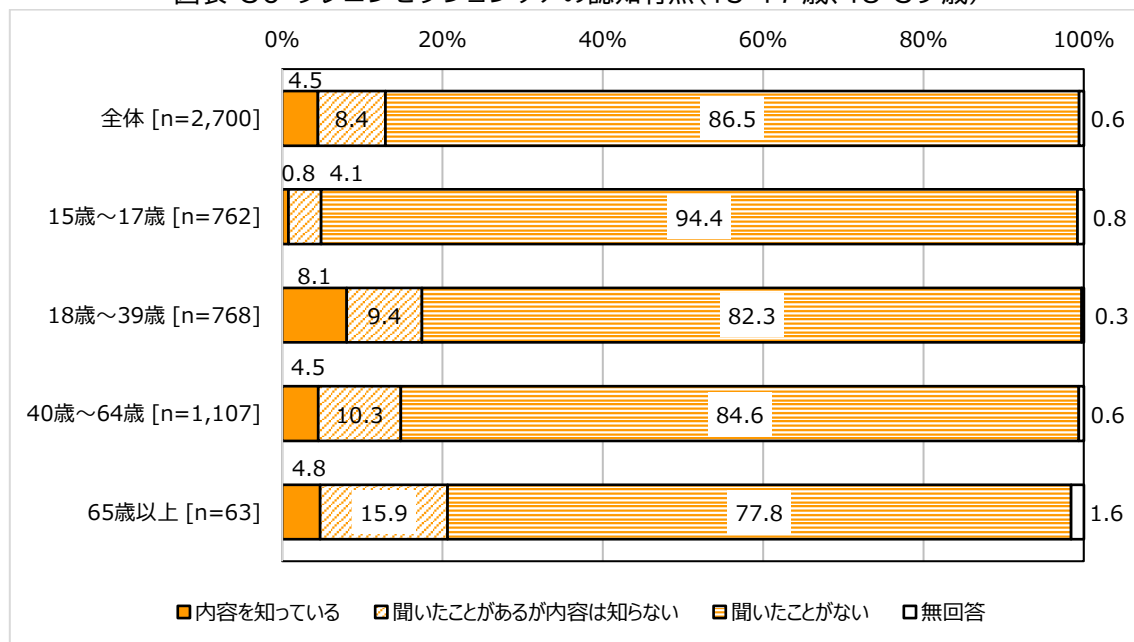
※2:乳児 3～5 か月児の数値

※3:受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村除く)

② プレコンセプションケアの認知度

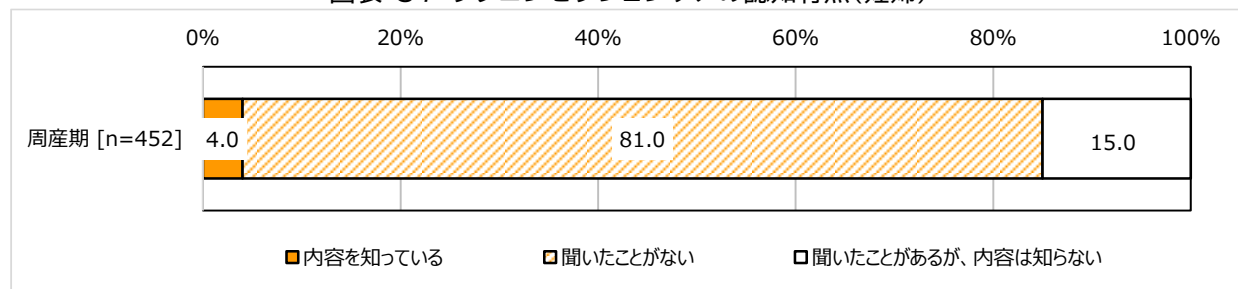
プレコンセプションケア(妊娠前からの健康づくり)の認知度は、「内容を知っている」は 15-17 歳で 0.8%、18-39 歳で 8.1%、妊婦で 4.0%といずれも低い状況です。

図表 36 プレコンセプションケアの認知有無(15-17 歳、18-39 歳)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 37 プレコンセプションケアの認知有無(妊婦)

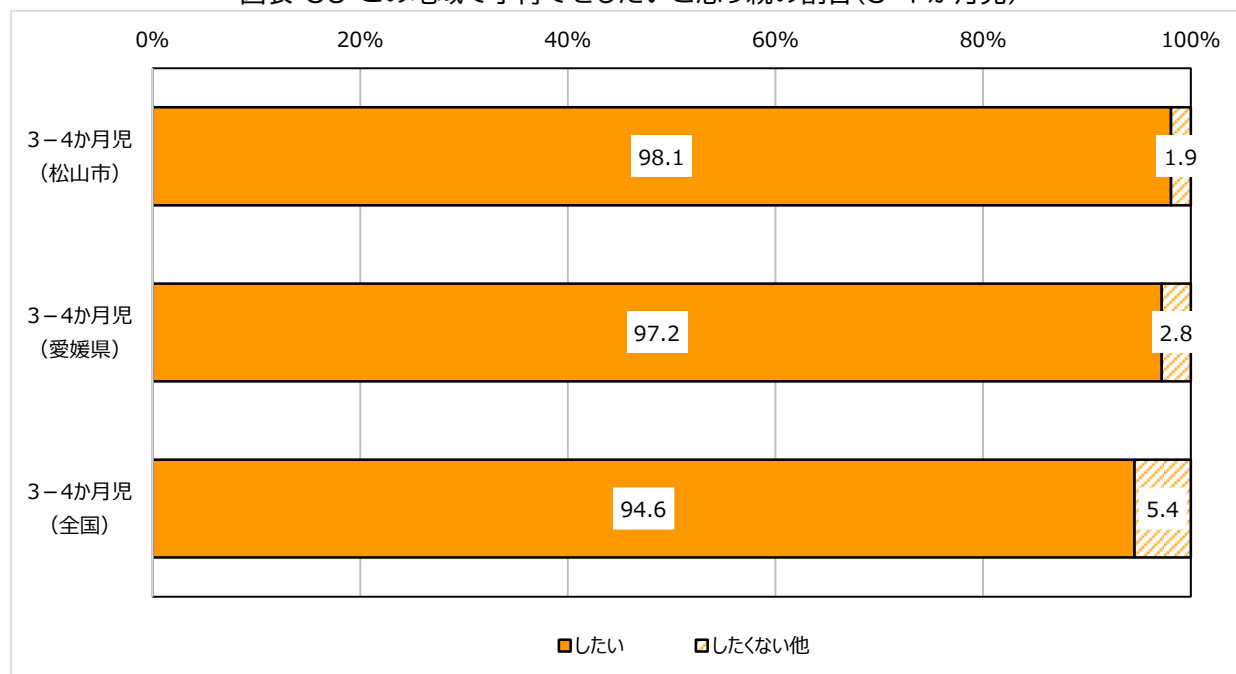


資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(周産期調査)

③ この地域で子育てをしたいと思う親の割合

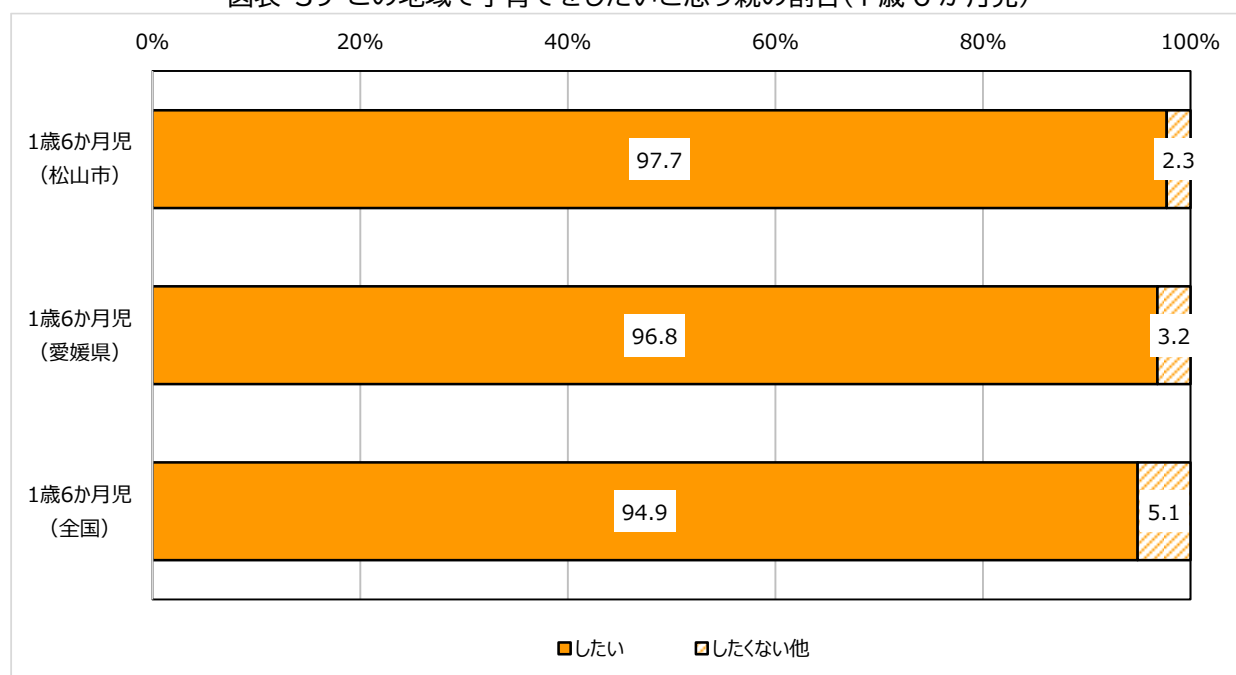
「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」は、3-4か月児で 98.1%、1歳6か月児で 97.7%、3歳児で 98.2%といずれの時期も県や国よりも高い状況です。

図表 38 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3-4 か月児)



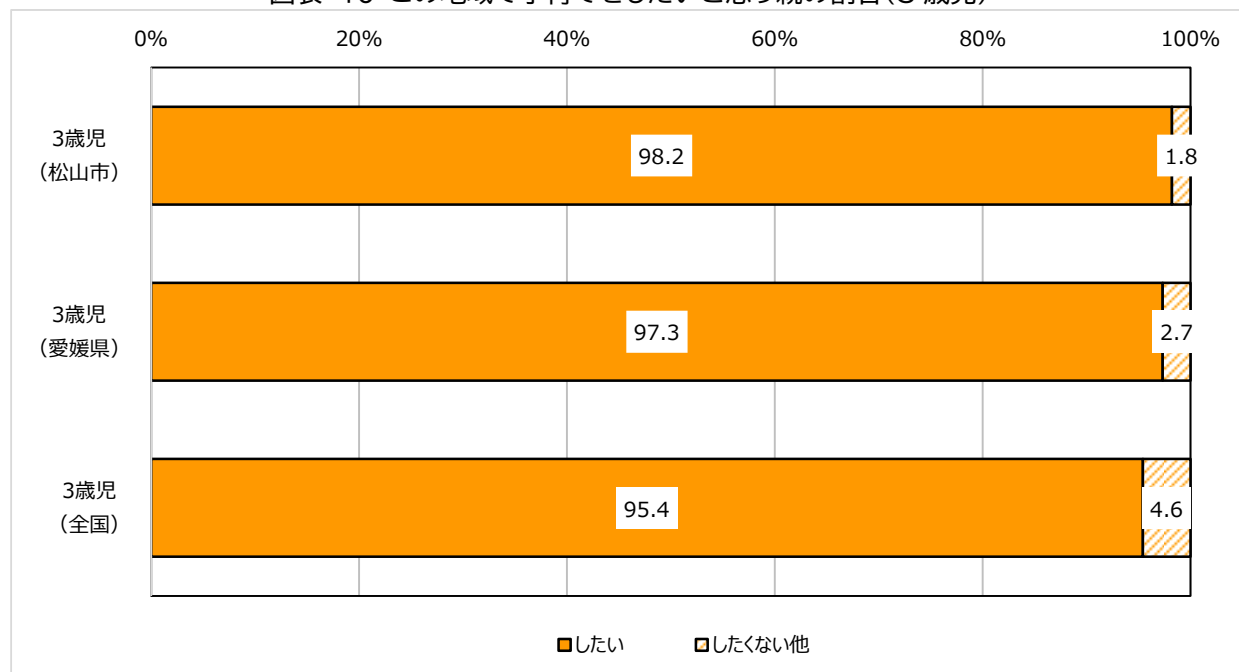
資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

図表 39 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(1歳6か月児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

図表 40 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3 歳児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

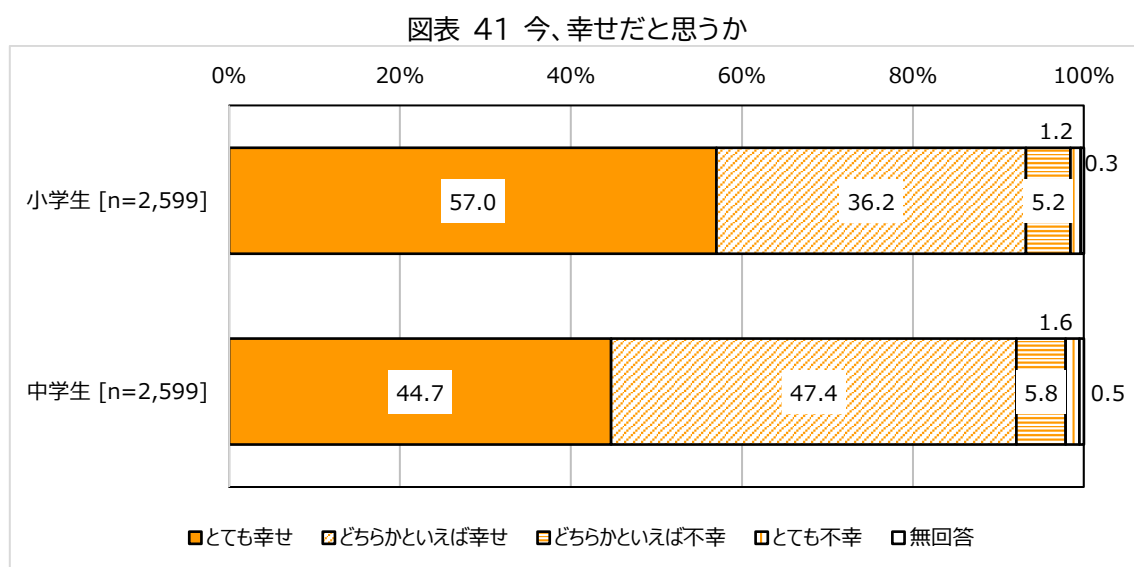
5. こども・若者の意識の現状

(1) 小中学生アンケート調査結果

令和6年に実施した、小中学生アンケート調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

① 今、幸せだと思うか

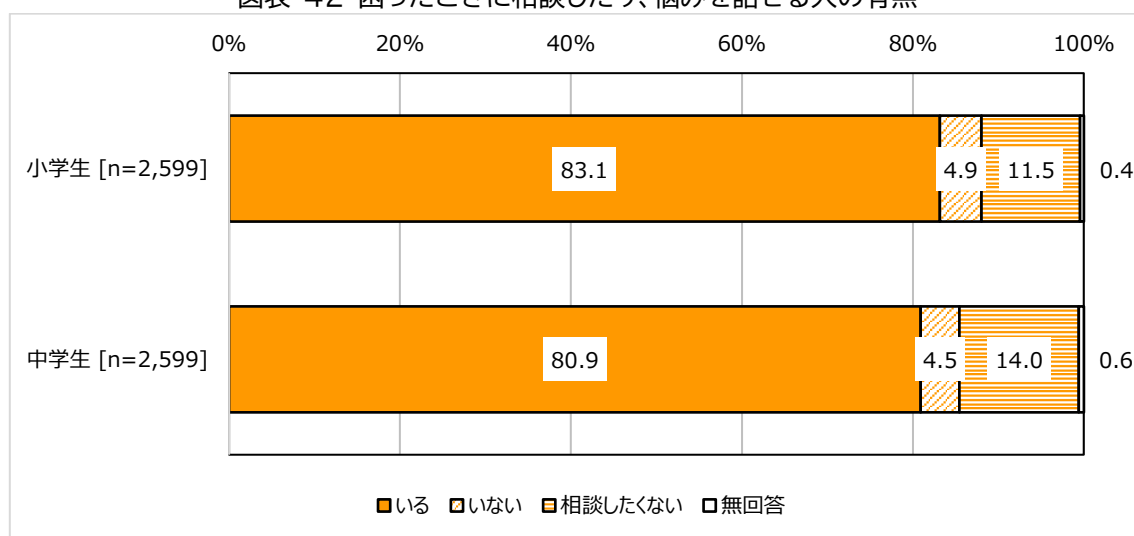
小学生、中学生ともに、幸せ(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)だと思う人は90%を超えています。



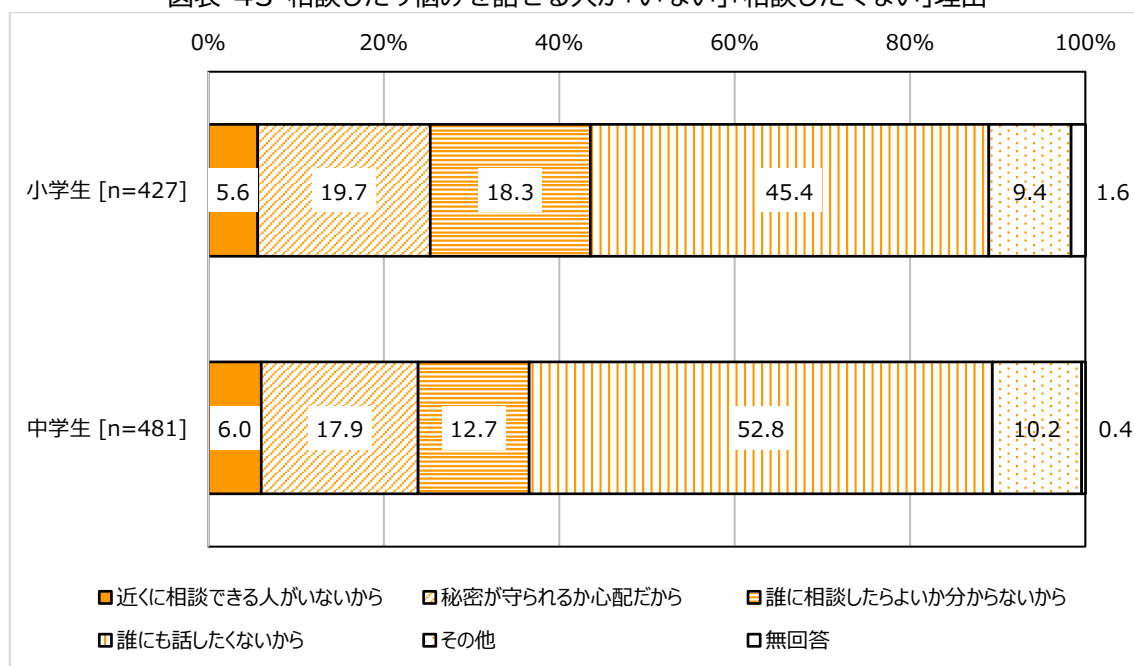
② 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無

小学生、中学生ともに、困ったときに相談したり、悩みを話せる人が80%以上いる一方で、15%程度が相談したり、悩みを話せる人がいない、相談したくないとなっています。その理由は、小学生、中学生いずれも「誰にも話したくないから」が最も高く(小学生 45.4%、中学生 52.8%)、次いで「秘密が守られるか心配だから」(小学生 19.7%、中学生 17.9%)、「誰に相談したらよいか分からないから」(小学生 18.3%、中学生 12.7%)となっています。

図表 42 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



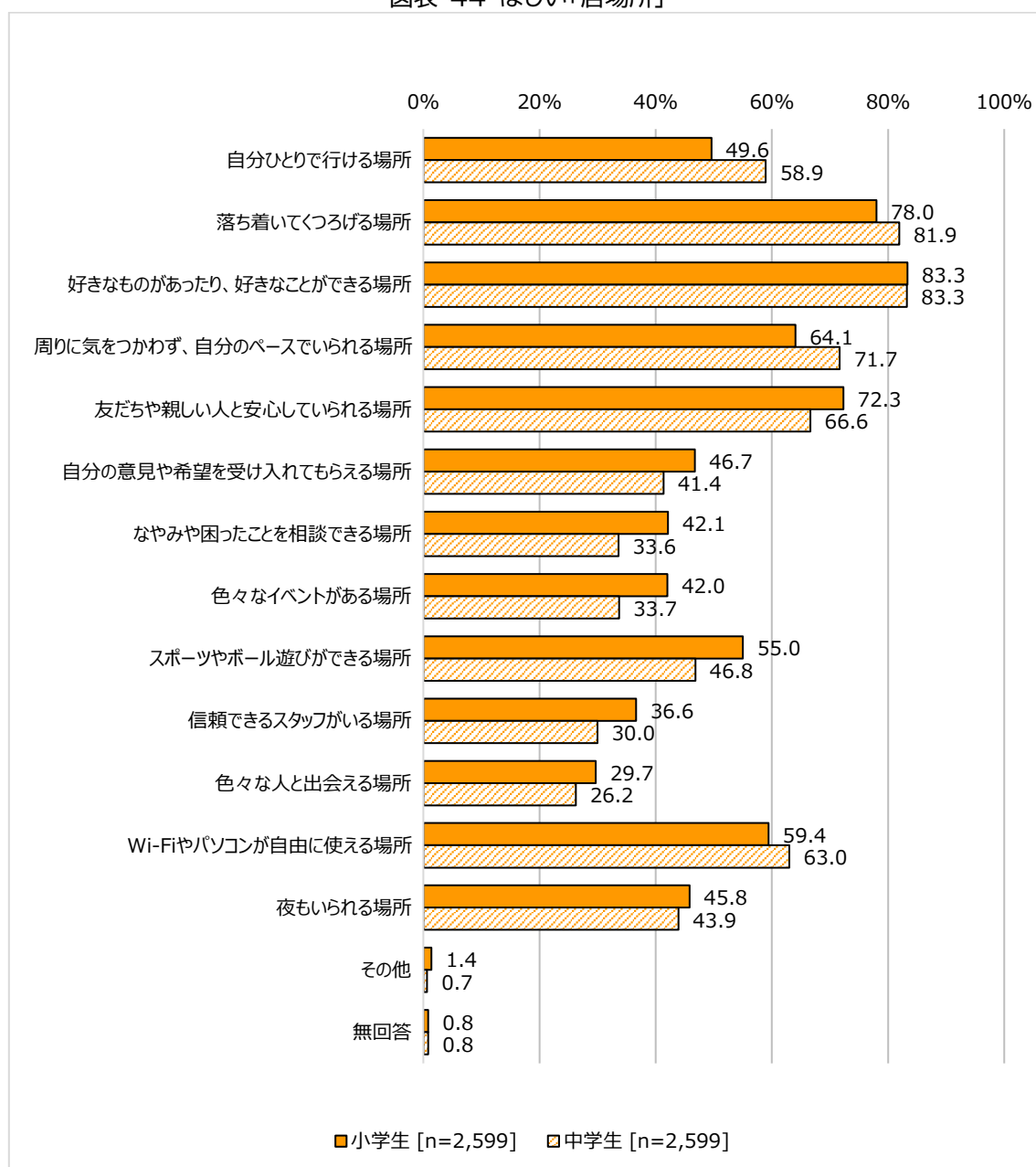
図表 43 相談したり悩みを話せる人が「いない」「相談したくない」理由



③ ほしい「居場所」

ほしい「居場所」は、小学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が 78.0%、「友だちや親しい人と安心していられる場所」が 72.3%、中学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が 81.9%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が 71.7%となっています。

図表 44 ほしい「居場所」



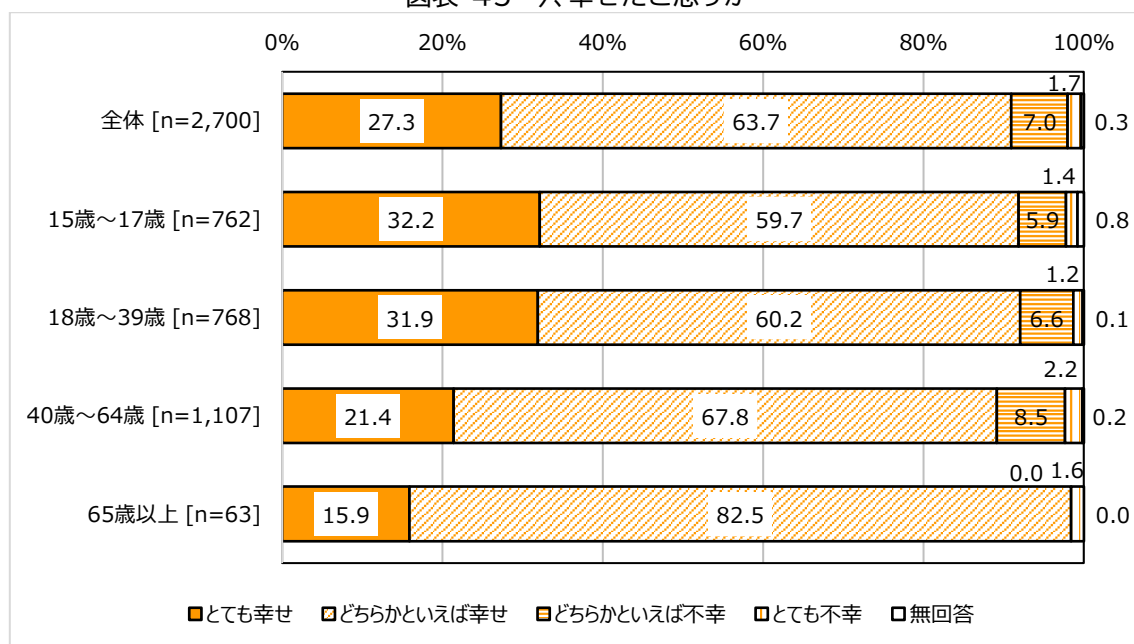
(2) 高校生以上アンケート調査結果

令和6年に実施した、高校生以上アンケート調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

① 今、幸せだと思うか

いずれの年代も「幸せ」(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)が90%程度となっています。一方で、「不幸」(「とても不幸」+「どちらかといえば不幸」)については、40歳～64歳で10%程度、15歳～39歳で7%程度となっています。

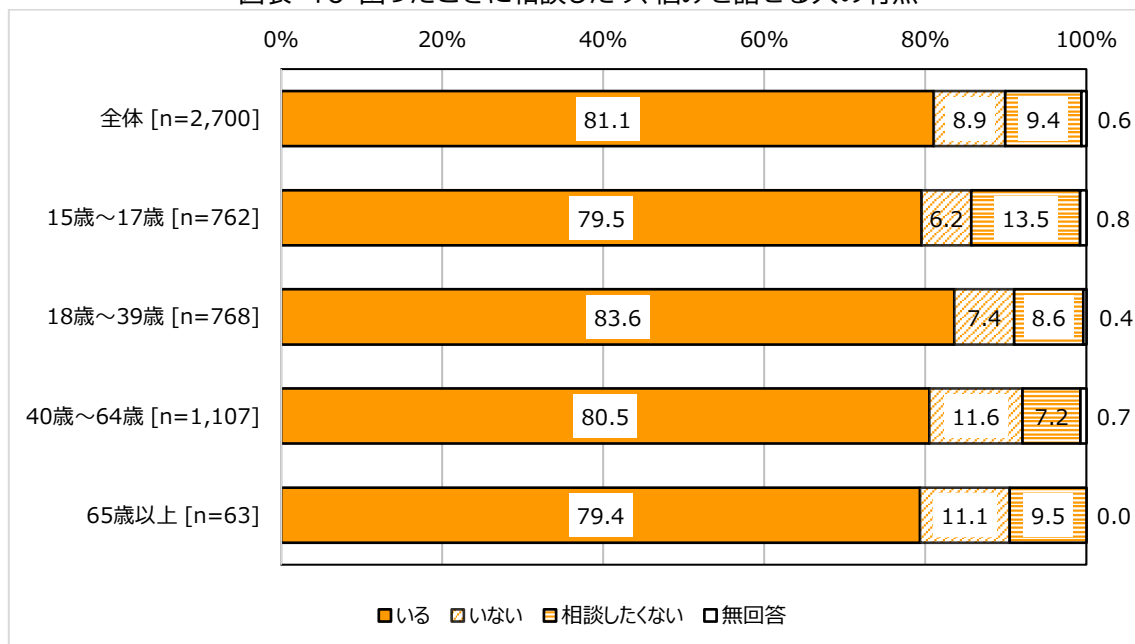
図表 45 今、幸せだと思うか



② 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無

困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無は、全体では、「いる」が 81.1%、「いない」が 8.9%、「相談したくない」が 9.4%となっています。

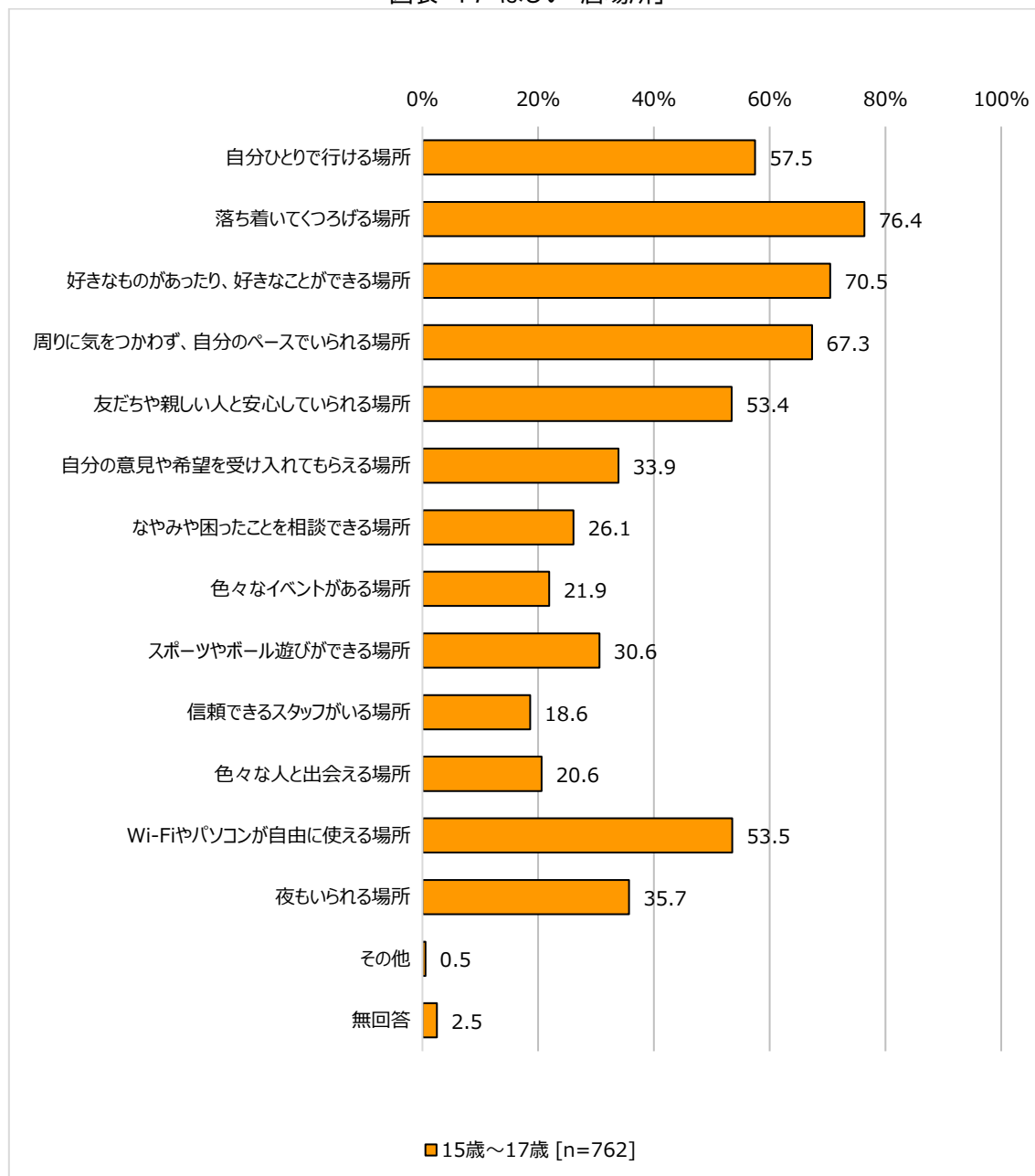
図表 46 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



③ ほしい「居場所」

ほしい居場所は「落ち着いてくつろげる場所」が 76.4%、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 70.5%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が 67.3% となっています。

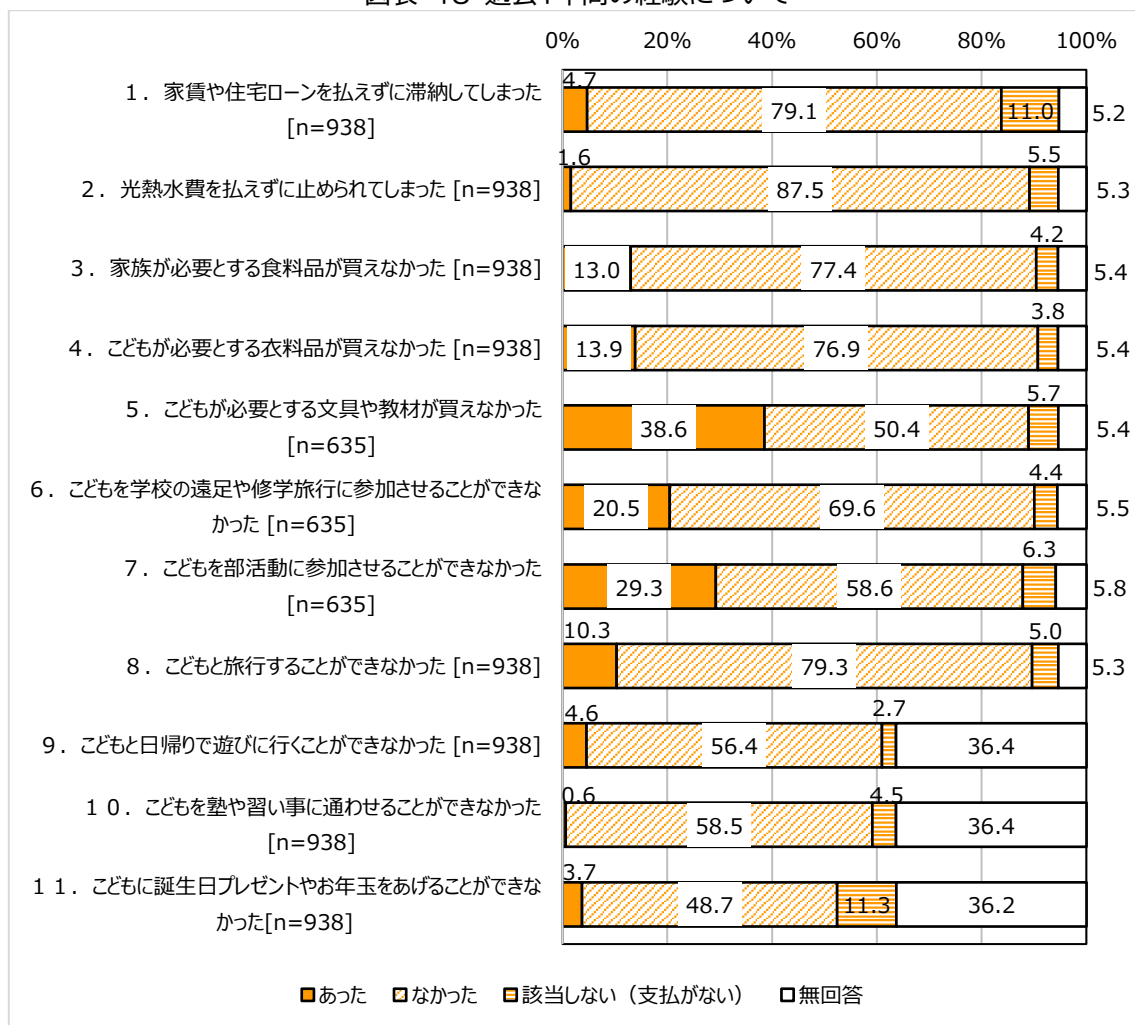
図表 47 ほしい「居場所」



④ 過去1年間の経験について

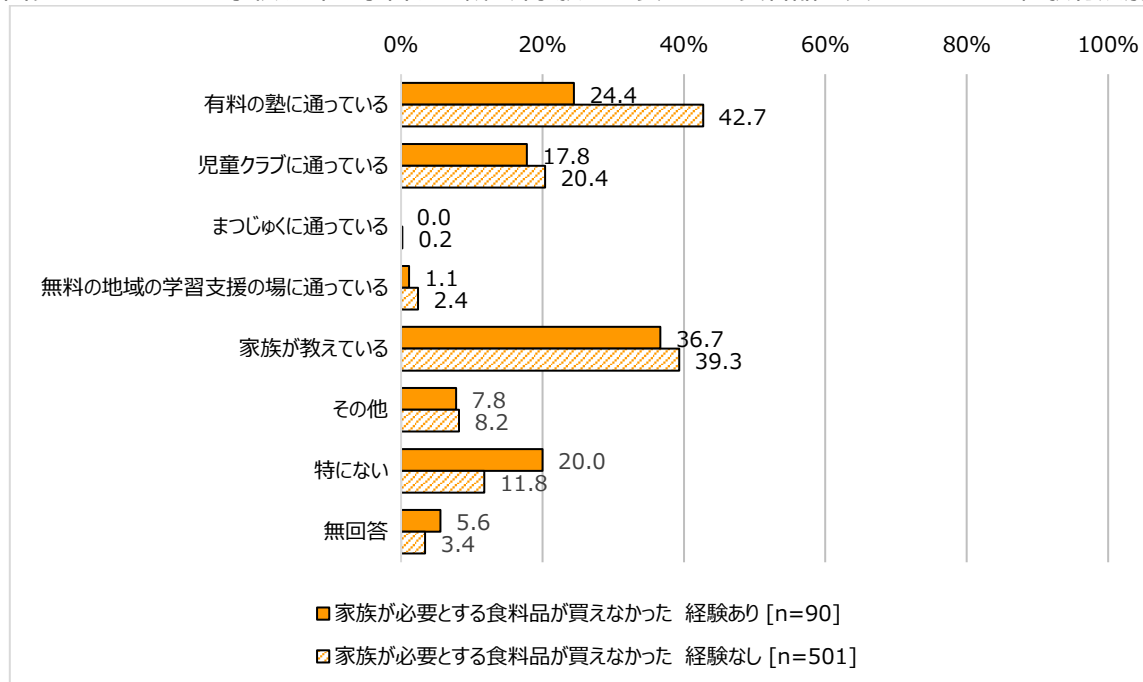
過去1年間の経験として、「家族が必要とする食料品が買えなかった」経験のある人が10％程度、「家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった」経験のある人は5％程度となっています。

図表 48 過去1年間の経験について



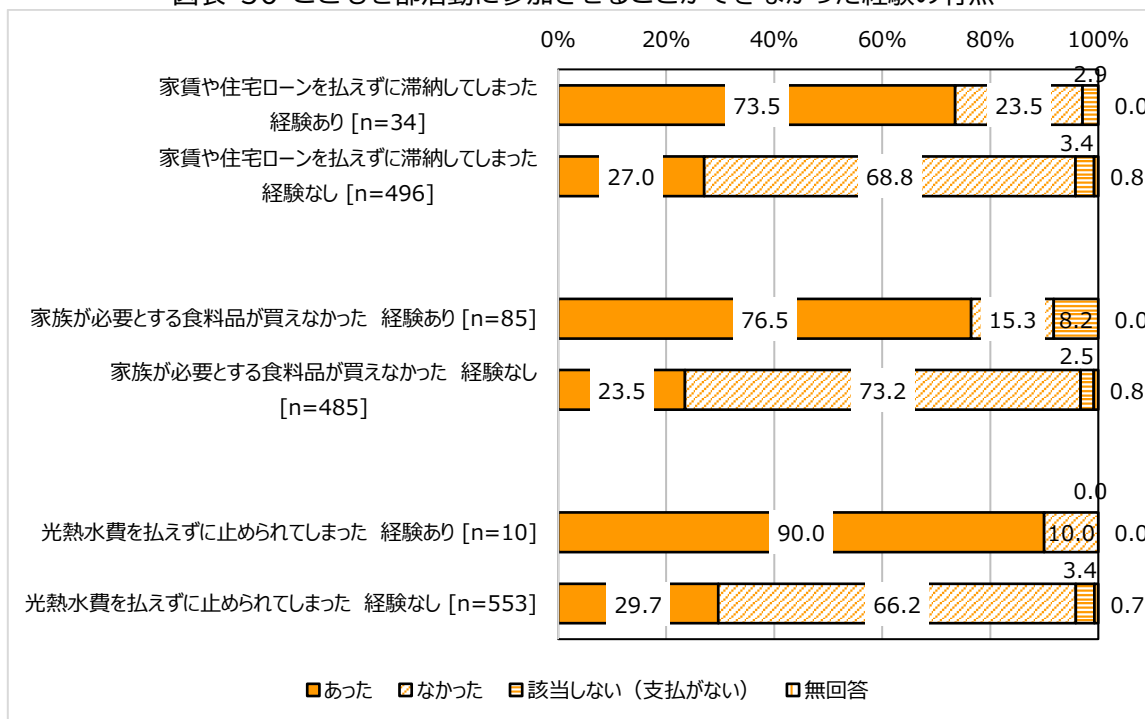
「家族が必要とする食料品が買えなかった」という経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外で学習する機会が「特にない」割合が高くなっています。

図表 49 こどもが学校以外で学習する機会(家族が必要とする食料品が買えなかった 経験有無別)

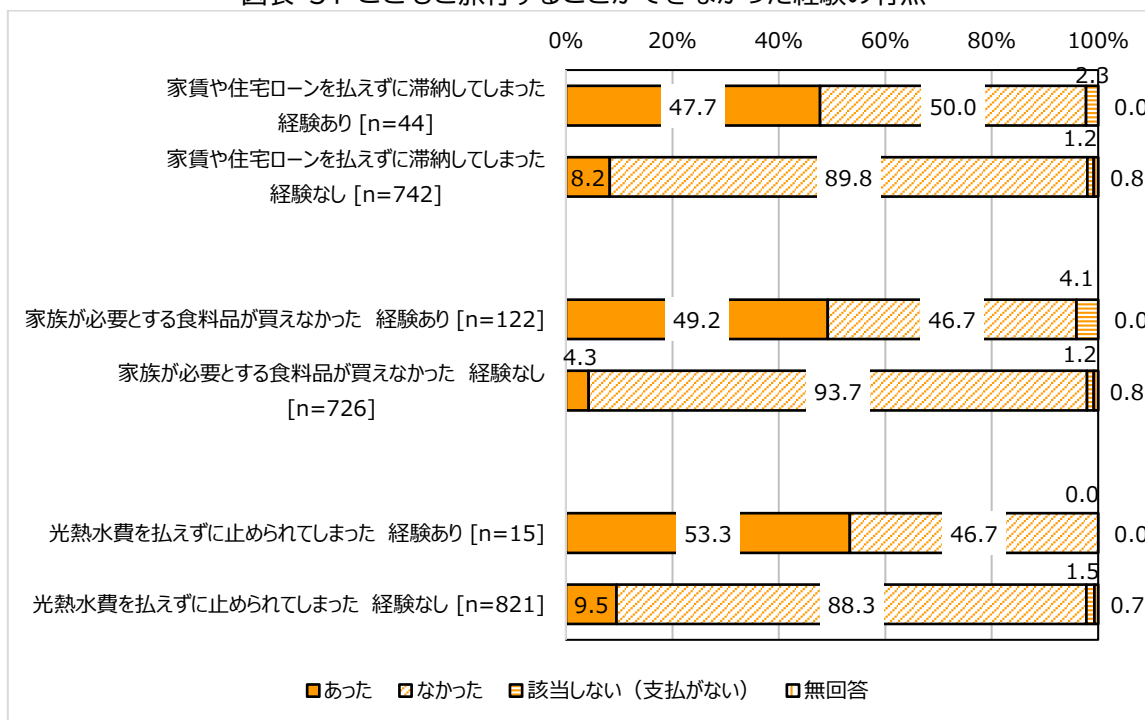


また、そのような経験がある人の方が、子どもを部活動に参加させることができなかった経験や子どもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっています。

図表 50 子どもを部活動に参加させることができなかった経験の有無



図表 51 子どもと旅行することができなかった経験の有無



(3) こども、若者ワークショップ結果

① 若者ワークショップ

○ワーク内容

大学生～社会人(18歳～30歳代)の若者20人が5つのグループに分かれ、各グループに割り振られたテーマで、関心のある課題、問題を設定し、その背景を分析しながら、課題の解決策と、自分自身が解決に向けてできること(マイアクション)を検討した。

○ワークショップ結果

グループテーマ	主な課題	主な解決策
就職・キャリア	社会との接点が少なく、将来やりたいことが決められないまま就活が始まってしまう	・エントリーシートの作成講座を開催する ・学生と企業、団体をつなぐプラットフォームの設立 ・専門性の高くない中高生のうちから社会と関わる場を醸成 ・自分で早くから就職に向けて動き出す ・自分で自営業、兼業など、業態に関わらず様々な働き方を知る
教育 ・学びなおし	学校の先生が多忙、スキル向上が必要、予算が足りない	・教師で対応できないことは専門性のある地域人材が学校と結びつき対応する ・企業と学校との協働プロジェクトの実施 ・中高生の職場体験を深掘したインターンの実施
ライフデザイン ・子育て	子育てに伴う、「時間」、「人とのつながり」、「お金」の問題	・「子育て早退」や「在宅勤務」を可能にする ・地域の中で見守り隊を発足し、皆でこどもを見守る ・出産、育児への助成を増やす ・大学生が協力し、こどもと地域の高齢者とのふれあいの場を企画し、夏休みなどの長期休暇に地域内で大学生や高齢者がこどもを見守る時間を作る ・「井戸端スペース」として保護者同士で気楽に話せる場を設ける
SNS に関すること	依存性、匿名性などの SNS 利用における危険性	・SNS 利用を制限するルール作り ・学校での教育を拡充する ・SNS から離れるため、対面でコミュニケーションを取ることができ場を増やす(こども食堂など)

○参加者の声

- ・自分では思いつかないような意見が聴けてすごく参考になった。
- ・大学生のみなさんとお話しできるいい機会でもあり、市の取組も知ることができてよかった。今後どういう取組があるのか調べてみたいと思った。

② こどもワークショップ

○ワーク内容と主な意見

第1回	【ワーク】 こどもの権利について ○子どもの権利条約(1条から40条)をみて、こどもだけにある権利と大人だけにある権利を考える (こどもからの意見) ・あてはまるのか、みんなで話し合ったが、判断するのが難しかった。 ・子どもの権利条約に書いてあるこどもの権利は、大人にもあてはまるものが多い。 ○身近なツールについて、そのルールは「仕方ない」、「おかしいところがある」ことを、それぞれ考え、グループで自分の考えを話してみよう (こどもからの意見) ・身の回りのおかしいと思っていたことに、みんな共感してくれた。 ・自分の周りだけではなく、不満に思っている人がいると分かってよかった。 ・みんなおかしいと思っているなら、改善しないと、住みやすくないと思った。 ・当たり前だったルールを考え直して、他の人の意見を聞くことで新しい発見があった。 ・思っていたことを話し合えてよかった。大人にも知ってもらい、良い市にしてほしい。
第2回	【ワーク】自分にとっての居心地～未来のまつやまを描いてみよう～ ○自分にとっての理想の居心地を言葉にしてみる (こどもからの意見) ・誰もが利用できる共有スペースがあればいい。大街道みたいな場所を増やしてほしい。 ・普段足を踏み入れない場所に、こどもでも入ることができる場所が欲しい。(例:職場体験) ・松山市の公園の中で、ボール遊びができるところを増やしてほしい。 ・気軽に相談できるところ(人を選べる)。 ・地域で交流して、仲良くなれるイベントをしてほしい。 ・市役所自体を市民にとって、もっと身近な場所にする。
第3回	【ワーク】(実施後記載予定)

○参加者の声

- ・もっと自分の気持ちを他の人に知ってもらいたいと思った。
- ・自分だけでなく、他の人も同じような思いをしていたのを知ってよかった。
- ・堅苦しい会だと思っていたが楽しかった。また参加したい。

6. 松山市の地域特性、強み

令和5年度に第7次松山市総合計画の策定を進める中で、学識者、企業、団体等から、本市のこども、若者、子育て等に関する地域特性や強みについて以下のような意見がありました。

■子育ての環境について

- コンパクトで適度に都会であり、ショッピングをする場所も困らないので住みやすい。
- 生活圏域が狭いので、ひとたび馴染むと心地よい。
- PTAの活力がある。学校任せではなく、先生たちに対して協力的で参加率も高い。
- 地域でこどもを育てようという雰囲気非常に強いのではないかと。そのような考えを持った方が多いと感じている。
- 人の垣根のなさ、地域のコミュニティを大事にしていること、こどもの教育に関心を持っている人が多いこと、文学を大事にしているまちであることなど、他にはない魅力はたくさんあると思う。

■居場所づくりについて

- 松山市の売りは児童館で、来館者、メニュー、児童厚生員の質が高いなど、全国でも有数である。あるものをうまく使い、こどもの居場所づくりができればよい。

■教育について

- 小学校の授業でも俳句を詠み、こどもの頃から慣れ親しんでいるというのは、言葉を大事にすることにつながる。また俳句は、季節感や人間の心に現れたものを大事にしていくものだと思う。言葉によるコミュニケーションを大事にしていく雰囲気、市を挙げてそのような教育が行われていることは、松山市の強みだと思う。

■若者の定着について

- 松山市には、大学があり、常に1万人ぐらいの若者がまちにいる状況であるため、大学がないまちと比べると、卒業後も定着する若者を増やしやすい環境にある。

7. こどもに関する既存の個別計画の振り返り

(1) 第2期松山市子ども・子育て支援事業計画

第2期計画期間は令和6年度末までであるものの、次期計画策定のタイミング上、令和2年度から令和5年度までの評価(数値)の平均値(小数点以下は四捨五入)を第2期計画の全体評価として取り扱います。

■第2期松山市子ども・子育て支援事業計画 評価結果

【評価基準】

- 5 …計画に比して特に成果の顕著な事業
- 4 …計画を上回る成果の認められる事業
- 3 …計画どおりの成果が得られた事業(定型的な事業が執行された場合を含む)
- 2 …計画を下回る成果しか認められない事業
- 1 …計画に比して特に成果の得られなかった事業
- 0 …計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

No.	事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全体評価
1	教育・保育の提供【市内全体】1号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】2号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号(0歳)	3	3	4	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号(1, 2歳)	3	3	3	3	3
2	利用者支援事業	3	3	3	3	3
3	延長保育事業【市内全体】	3	3	3	3	3
4	児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	4	3	3	3	3
5	子育て短期支援事業	3	3	4	4	4
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	3	3	3	3	3
7	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	4	4	4	4	4
8	地域子育て支援拠点事業	3	3	3	4	3
9	一時預かり事業【市内全体】	3	3	3	3	3
10	病児・病後児保育事業	2	3	3	3	3
11	ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2	2
12	妊婦一般健康診査事業	3	3	3	3	3

(2) 第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」では、4つの施策の柱とそれらの成果指標を策定し、それぞれ令和7年度時点の目標数値を設定しました。計画の終了年度を前倒しすることになりましたが、最新の実績は以下のとおりです。

● 4つの施策の柱と成果指標の実績について

施策の柱	成果指標	目標設定時	実績	目標 (令和7年度)
1. 子育て・生活支援	①児童クラブ待機児童数(公設)	41人 (令和2年5月1日)	25人 (令和5年5月1日)	0人
	②子育て短期支援事業の認知度	36.3% (令和2年度)	32.0% (令和6年度)	40%
	③ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度	37.7% (令和2年度)	33.3% (令和6年度)	40%
	④母子・父子自立支援員等による相談件数	2,947件 (令和元年度)	2,162件 (令和5年度)	4,100件
2. 就業支援	⑤高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑥自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
3. 養育費確保等の支援	⑦養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	57.2% (令和6年度)	55%
	⑧専門相談員による養育費相談件数	1件 (令和元年度)	14件 (令和5年度)	10件
4. 経済的支援	⑨就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑩就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑪土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%

成果指標の実績から、「2. 就業支援」「3. 養育費確保等の支援」「4. 経済的支援」については、目標を達成したものの、「1. 子育て・生活支援」については、目標達成に至らず、特に支援制度等の認知度や「母子・父子自立支援員等による相談件数」が目標設定時を下回っているため、今後、ひとり親家庭に支援制度や相談窓口の必要な情報が更に確実に届くような取組が必要です。

■松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による評価について

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の各施策に関連する事業について、それぞれの実施状況を審議会(松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会)に毎年度報告し、A～C の3段階で評価を受けました。3か年の評価の集計については以下のとおりです。

A評価:十分な成果や実績をあげていると認められる

B評価:概ね市民が満足できる成果や実績をあげていると認められる

C評価:社会情勢等から考えると今後更なる取組が必要である

施策の柱	施策	事業数	令和3年度 評価			令和4年度 評価			令和5年度 評価		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C
1. 子育て・生活支援	1)保育所等での子育て支援	2	0	2	0	1	1	0	1	1	0
	2)保育所等以外での子育て支援	3	0	3	0	1	2	0	0	3	0
	3)生活支援	4	0	4	0	1	3	0	0	4	0
	4)相談機能の充実	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	5)情報提供の充実・関係機関 団体との連携強化	3	0	1	2	0	3	0	0	3	0
2. 就業支援	1)能力向上のための支援	5	1	3	1	0	5	0	0	3	2
	2)就業機会の創出支援	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
3. 養育費 確保等の 支援	1)養育費に係る情報提供と 広報・啓発活動の推進	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	2)養育費や面会交流等に係る 相談体制の充実	2	0	2	0	1	1	0	0	2	0
4. 経済的 支援	1)子育て世帯等への経済的支援	6	0	6	0	1	5	0	0	6	0
総事業数／評価の平均		31	1	27	3	5	26	0	1	28	2

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/jido/kodomonomirai.html>

(3) 第1期松山市子どもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画)

「第1期松山市子どもの貧困対策計画」では、4つの施策の柱とそれらの成果指標を策定し、それぞれ令和7年度時点の目標数値を設定しました。「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」と同様に計画の終了年度を前倒しすることになりましたが、実績は以下のとおりです。

● 4つの施策の柱と成果指標の実績について

施策の柱	成果指標	目標設定時	実績	目標 (令和7年度)
1. 教育の支援	①「困難あり家庭」の子どもの短大、高専、大学またはそれ以上への進学希望率(※)	52.9% (令和2年度)	55.2%(※) (令和6年度)	60%
	②土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
2. 生活の安定に資するための支援	③乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	100% (令和元年度)	99.6% (令和5年度)	100%
	④子ども総合相談の件数	2,653件 (令和元年度)	4,230件 (令和5年度)	3,200件
	⑤養育支援訪問の件数	2,718件 (令和元年度)	2,711件 (令和5年度)	3,200件
3. 養育費確保等の支援	⑥高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑦自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑧愛顔っ子応援券(おむつ券)の交付件数	1,976件 (令和元年度)	1,665件 (令和5年度)	1,976件
4. 経済的支援	⑨養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	57.2% (令和5年度)	55%
	⑩専門相談員による養育費相談件数	1件 (令和元年度)	14件 (令和5年度)	10件

(※)目標設定時は、愛媛県が実施した「愛媛県子どもの生活に関する調査」を参照して目標設定しましたが、令和5年度の同様の調査では、進学希望に関する項目がなかったため、松山市が令和6年度に実施した「松山市ひとり親世帯実態調査」から、ひとり親家庭のこども自身の進学希望調査の結果を実績としました。

成果指標の実績は、概ね目標を達成、または目標と同等程度となりましたが、「愛顔っ子応援券(おむつ券)の交付件数」については、出生数の減少により、目標設定時よりも減少しています。このような結果を踏まえ、今後の成果指標は、現計画からの変化を注視するために現行の指標を踏

襲しながら、一部指標は、貧困対策に係る事業の成果が測ることができる指標となるよう見直す必要があります。

■松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による評価について

「第1期松山市子どもの貧困対策計画」の各施策に関連する事業について、それぞれの実施状況を審議会(松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会)に毎年度報告し、A～C の3段階で評価を受けました。3か年の評価の集計については以下のとおりです。

A評価:十分な成果や実績をあげていると認められる

B評価:概ね市民が満足できる成果や実績をあげていると認められる

C評価:社会情勢等から考えると今後さらなる取組が必要である

施策の柱	施策	事業数	令和3年度 評価			令和4年度 評価			令和5年度 評価		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C
1 教育の支援の 充実	1)幼児教育・保育の無償化の推進 及び質の向上	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
	2)地域に開かれた 子どもの貧困対策の プラットフォームとしての 学校指導・運営体制の構築	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	3)大学等進学に対する教育機会の提供	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	4)特に配慮を要する子どもへの支援	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	5)教育費負担の軽減	5	0	4	1	0	5	0	0	5	0
	6)地域での学習支援等	2	1	1	0	0	2	0	0	2	0
	7)その他の教育支援	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
2 生活の安定に 資するための 支援	1)親の妊娠・出産期、 子どもの乳幼児期での支援	12	4	8	0	3	9	0	2	10	0
	2)保護者の生活支援	18	2	15	1	1	17	0	0	18	0
	3)子どもの生活支援	3	1	2	0	0	3	0	0	3	0
	4)子どもの就労支援	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	5)住宅に関する支援	3	0	3	0	1	2	0	0	3	0
3 保護者に対する 職業生活の 安定と向上に 資するための 就労の支援	1)ひとり親に対する就労支援	8	0	8	0	1	7	0	0	7	1
	2)ふたり親世帯を含む 困窮世帯等への就労支援	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
4 経済的支援	1)子育て世帯等への経済的支援	16	2	14	0	4	12	0	0	16	0
総事業数/評価の平均		81	11	68	2	10	71	0	2	78	1

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/jido/kodomonomirai.html>

8. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

(1) こどもの権利保障や子育て支援に関する意識等の状況

- 小学生、中学生、15～17歳、18～39歳では、5～7%程度は相談したり悩みを話せる人がいない、10%程度は相談したくないという状況となっています。その理由として、「誰に相談したらよいか分からない」「秘密が守られるか心配」の合計が約20%～40%となっています。各種相談窓口の認知度は概ね50%を下回っており、悩みを抱えた際に誰かに相談できるよう相談窓口の周知啓発が必要です。また、対面だけでなく、SNSなど、多様な方法による相談体制を確保することも重要です。
- 希望する進路や将来の夢がある人は、小学生では70%を超えていますが、中学生では60%程度と下がっており、すべてのこどもが、将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や相談できる機会を充実させる必要があります。
- 「周りの人に自分の意見を聞いてもらえている」と思っている15歳～17歳は90%程度になっています。すべてのこどもが、自由に意見を発言できると思えるよう、こどもの権利に関する教育、啓発を進めるとともに、幼少期から周りの大人がこどもの意見に積極的に耳を傾ける環境を作ったり、自分の考えを周りの人に伝えることができるようにサポートしていく必要があります。
- 女性の育児休業取得率が約50%に対し、男性は約11%と低くなっており、その理由として仕事の多忙や職場で育児休業を取りにくい雰囲気があることがあがっています。地域や企業を含む、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となっています。

(2) こどもの健やかな育ちを支える環境等の状況

- アンケート調査やワークショップでの意見で、希望する「居場所」の条件として、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」が、小中学生、15～17歳で、いずれでも高くなっており、誰もが安心して、好きなことに取り組めるような居場所の拡充を目指していく必要があります。
- 令和6年4月開設のこども家庭センターの認知度は、妊婦で50%程度、15歳以上(妊婦を除く)では40%程度となっており、全成育期で認知度を高め、切れ目のない支援につなげる必要があります。
- 本市の保育所等利用待機児童数は令和4年度以降ゼロとなっており、引き続き質、量と

もにニーズに応じた保育サービスの提供に努めることが重要です。

- 本市の放課後児童クラブ数、利用児童数は増加傾向にあり、待機児童についても、コロナ禍を経ても増加し、令和6年5月1日時点で、放課後児童クラブの待機児童数があることから、こどもの居場所づくり、また保護者の仕事と子育ての両立の観点から、受け入れ体制の拡充が必要です。
- 「プレコンセプションケア」に対する、15～17歳や妊婦の認知度は4%程度とまだ低く、若い世代からの教育、周知啓発が重要です。朝食の欠食や睡眠不足など、正しい生活習慣が送れていないこども、若者、妊婦が一定数おり、生活習慣の改善やメンタルヘルスケアの支援が必要となっています。

(3) 特別な支援を必要とするこどもの状況

- 家庭の経済状況などによって、こどもの学習機会や体験の機会の有無に差が生まれています。家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していくことが必要です。また、小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった経験のある人は5%程度、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人が10%程度おり、今後も、貧困の解消につながる支援が必要です。
- 本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は 1,415 人と、4年前の令和元年度の637人から2倍以上となっています。不登校となっている生徒・児童に寄り添ってその理由を丁寧に確認し、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。
- 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数についても増加傾向にあり、虐待の予防、早期発見、早期対応が必要となっています。また、親子関係の形成支援や、伴走型の支援が重要です。
- 小中学校の特別支援学級の児童生徒数や、障がい福祉サービスの利用児数が増加傾向にあるなど、特別なニーズのあるこどもに対して、特別支援教育や福祉サービスの充実、包摂(インクルージョン)の推進などが必要です。また、母子保健や子育て支援の事業などにより、発達特性に気づいたときから丁寧に支援を提供していくことも重要です。

(4) 若者のライフプランに関する状況

- 若者ワークショップでは、社会との接点が少なく、自身の将来の姿を描けないまま就職

活動が始まってしまうという声がありました。学校の中にとどまらず、社会とのつながりが生まれる機会を作っていくことが重要です。

- また、キャリアやお金、子育てについての教育が不十分であり、将来への不安が大きいという声もあり、地域人材の活用も視野に入れ、キャリア教育やライフプランを考える機会を設ける必要があります。
- 本市の女性就業率は、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。若い女性が希望する仕事に就き、活躍できるよう、社会的な意識醸成や就業機会の確保に取り組み、キャリア形成を支援していくことが重要です。
- プレコンセプションケアの認知度は低い状況にあり、妊娠を含めた生涯の健康づくりに向けてさらなる推進が必要となっています。

(5) 子育て当事者の状況

- 妊婦のこども家庭センターの認知度は50%程度となっており、さらに認知度を高め、子育てについての困りごとや悩みを解消できるよう相談につなげていくことが求められます。また、妊娠中および子育て中の母親、父親に寄り添い、個々の状況に合わせた支援ができるよう体制の充実が必要です。
- ひとり親世帯では、親とこどもだけの家庭が一定数あり、孤立しないよう地域での支援が必要です。子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。また、経済的に苦しいと感じる家庭が多く、就業支援や養育費確保等の支援、福祉資金の貸付やこどもの学習支援の活用などについても推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な方針

1. めざす姿

すべてのこども、若者の意見が尊重されて最善の利益を享受し、誰もが健やかに成長、自立してそれぞれの場所で活躍することができるように、また、こども、若者、子育て家庭を地域、社会全体で支えていくため、以下を本市が本計画でめざす姿とします。

『こどもたち ^{ひとり}一人ひとりが ^{しゅじんこう}主人公 ^{だれ}～誰もが ^{じぶん}自分らしく ^{かがや}輝く まつやま～』

2. 共通の考え方

めざす姿の実現に向けて、本計画の取組を進めるにあたっての考え方は以下の通りです。

1. こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります

こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障して、意見を表明し、社会に参画できるようにします。また、すべてのこども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援します。

2. すべてのこども・若者・子育て当事者を支援します

すべてのこどもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を叶え、自らの将来を切り開いていけるようにします。また、子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭でこどもを育てる保護者も含め、すべての子育て当事者が、幸せな状態で、こどもと向き合うことができるように支援します。

3. 社会全体でこども・若者・子育て当事者を支えます

未来を担う人材を育み、社会経済の持続可能性を高め、すべての人の社会的価値の創造や幸福に向けて、行政だけでなく、家庭、地域、教育、福祉関係機関、企業などが、協力、連携し、まつやまの強みも生かして、社会全体でこども・若者・子育て当事者を支えます。

3. 基本方針

(1) こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる

- こどもの権利について、すべての大人にも対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。
- 男性と女性が、ともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。

(2) こども・若者の健やかな育ちを支える

- こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。
- 一人一人の健やかな成長を支えるため、教育・保育の環境整備を進めます。
- ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長、自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

(3) こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

- 社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、安定的・継続的に自立に向けて支援します。
- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見・対応、ヤングケアラーへの支援、性犯罪や性暴力等から守るよう、相談窓口の設置や関係機関との連携を強化します。
- 障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。
- いじめや不登校など、こども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を提供します。

(4) 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

- 若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるための情報提供や相談支援を行います。
- 多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。
- 若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進するとともに、将来の新たな挑戦を応援します。

(5) 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう支援します。
- ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や養育費に関する相談など、生活の自立、安定、向上を図ります。
- 窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援に繋がります。

第4章 施策の展開

1. 施策体系

めざす姿	基本方針	推進施策
こどもたち一人ひとりが主人公 誰もが自分らしく輝くまっやまっ	(1) こどもの権利を尊重し、 社会全体で こども・若者を育てる	① こども・若者の意見表明の推進 ② 仕事と子育ての両立支援 ③ こどもまんなか社会の推進
	(2) こども・若者の 健やかな育ちを支える	① こども・若者の居場所づくり ② 教育・保育の環境整備 ③ ライフステージに応じた切れ目ない 支援
	(3) こども・若者を誰一人 取り残さず 重層的に支援する	① 養育支援 ② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策 ③ 障がい、医療的ケア等支援 ④ いじめ、不登校、自殺対策
	(4) 若者が自ら希望する ライフプランの実現を 後押しする	① 心身の健康向上 ② 出会い、結婚支援 ③ 就労、ライフプランニング支援
	(5) 安心して子育てできるよう 子育て当事者を支援する	① 子育て世帯への経済的負担軽減 ② ひとり親家庭の自立促進 ③ 関係機関と連携した相談体制の構築

2. 推進施策と取組

推進施策に対する本市が取り組む事業は、
本計画書の別冊 第1章「松山市こども計画『施策の展開』 事業一覧」に
詳しく掲載しています。

(基本方針1)こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる

推進施策① こども・若者の意見表明の推進

- こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育てに関わる者をはじめとする、すべての大人に対して様々な機会や媒体を通して広く周知し、社会全体で共有します。
➡講演会の開催や人権啓発週間の実施などによる啓発事業の推進
- 様々な環境にあるこども・若者が必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づき生活の場をはじめとする様々な場で、安心して意見を表明できる機会を提供するとともに、意見を反映する仕組みを整えます。また、反映した結果をフィードバックすることで、更なるこども・若者の意見表明、参画につなげます。
➡直接対話やアンケート調査などを通じた、意見や提言の反映
➡若者と協働した主権者教育
- こども・若者の意見表明を適切にサポートする人材の確保、育成を推進します。
➡人材育成のための講習会の開催

推進施策② 仕事と子育ての両立支援

- 共働き世帯が増える中、固定的性別役割分担意識を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者が男性、女性ともに、希望通り育児休業制度を使えるよう、企業に働きかけ、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。
➡地域人材による育児援助
- 働き方改革を進めるとともに、男性の家事、子育てへの参画促進を図り、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備と社会全体の意識醸成を進めます。
➡男女共同参画の推進

推進施策③ こどもまんなか社会の推進

- 本市のこども施策やこども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や情報発信を行い、子育て当事者への情報提供や、子育てを社会全体で行うという気運を醸成します。
 - ➡子育て情報サイトの運用
- 社会全体でこどもを育成するために地域の関係者による会議等を運営し、実効的なこども・若者施策の展開を図ります。
 - ➡子ども・子育て会議の運営
 - ➡青少年市民育成会議の支援
- 犯罪被害、事故等からこどもを守るための環境整備を行い、安全・安心してこどもを育てる社会をつくりまします。
 - ➡通学路の安全対策
 - ➡交通安全教室
 - ➡不審者情報の掲載

みんなの声～アンケート調査から～

- こどもの意見を最後まで聞いてほしい(14歳)
 - こどもに対して地域で見守ることができるような社会にするために、こどもの意見を取り入れる社会作りが必要(21歳)
 - こどもの権利について、きちんと自分で考えられる教育を行ってほしい(59歳)
- ➡こども・若者の意見を十分に聞けるように、専門のファシリテーターを育て、直接意見を聞く機会や、アンケートを行います。また、意見の反映状況についても、皆さんにお伝えします。



(基本方針2)こども・若者の健やかな育ちを支える

推進施策① こども・若者の居場所づくり

- 放課後や長期休業中などにこども・若者が安心、安全にリラックスして過ごせる、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。
 - ➡児童館、児童センター等の運営
 - ➡児童クラブの整備
 - ➡スポーツ施設やレクリエーション施設の管理、運営
 - ➡学校施設等の活用
- 地域住民等との連携により、多様な遊びや学び、体験、人とのつながりを通じて、心身ともに健やかに成長したり、生き抜く力を得ることができるといった、こども・若者が幸せな状態で成長できる環境を整えます。
 - ➡文化、芸術体験学習、セミナー開催
 - ➡読書活動の推進

推進施策② 教育・保育の環境整備

- こどもの成長に応じた、幼児教育及び保育の環境を整えます。また、保育の質の向上のため、保育士等の確保、育成、定着促進、職場環境の改善等に努めます。
 - ➡待機児童対策、保育士等の負担軽減
 - ➡小1プロブレム、中1ギャップの解消、幼保小中連携の推進
- こどもが安心して過ごし、学ぶことができ、将来の社会の創り手として成長していくことができるよう、質の高い公教育の場を提供します。
 - ➡次代に向けた特色ある学校づくり
 - ➡教育 ICT 環境の整備

推進施策③ ライフステージに応じた切れ目ない支援

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行い、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えます。
 - ➡こども家庭センターによる伴走型支援
 - ➡小児救急医療体制の確保
- 健診や育児支援サービスの提供、保護者支援、各種相談など、関係機関が連携し、ライフステージを通して必要な支援を切れ目なく提供します。
 - ➡年齢に応じた個別健診、集団健診の実施
- 医療機関等との連携により、小児医療に関する普及啓発、情報提供を行います。
 - ➡救急医療講座



みんなの声～アンケート調査から～

- 安心して、こどもだけで行っていい施設がほしい(10歳)
 - ボール遊びができる場所をもっと増やしてほしい(10歳)
 - 室内施設など特に遊びに関する場所やもの、現代は色々な工夫された、こどもに
よい影響が与えられる遊びがあると思うので、そのような施設があるとありがたい
(46歳)
- ➡こども・若者の居場所づくりは、アンケートやワークショップでも色々な意見がありました。皆さんの声をもとに、どこに、どんな居場所が求められているのか、市全体で考えながら充実させていきます。

(基本方針3)こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

推進施策① 養育支援

- 社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、多職種、関係機関と連携し、家庭的環境による安定的、継続的な養育を提供するとともに自立支援を進めます。
 - ➡養育支援訪問
 - ➡育児家事援助支援
- 社会的養護経験者(ケアリーバー)の自立を地域で支援するための取組を推進します。
 - ➡要保護児童対策協議会の運営

推進施策② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の状況に関わらずすべてのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう、教育費負担の軽減や、地域での学習支援等を行います。また、経済的に困窮している子育て世帯に対し、生活支援や経済的支援、保護者の就労支援等を実施します。
 - ➡子どもの学習支援
 - ➡生活安定と自立のための経済的負担の軽減
- 虐待の早期発見、対応のため、教育、福祉、医療、保健等の関係機関の連携を強化し、こどもと保護者への総合的な支援を図ります。また、虐待の予防のため、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズを早期に把握し、相談対応、助言や親子関係の形成支援を行います。
 - ➡児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応
- こども・若者が性犯罪、性暴力等から守られるよう、こども、若者への加害及び被害防止の取組や相談窓口の周知、被害当事者への支援等の強化を図ります。
 - ➡総合相談窓口による相談対応
- ヤングケアラーの支援にあたっては、こどもや家族に自覚がなく、顕在化しづらい場合もあることから、周知、啓発や相談窓口の設置により、早期発見につなげるとともに、関係機関の連携強化を図り、こども本人の意向に寄り添いながら、こども、家庭に必要な支援につなぎます。

- ➡リーフレット配布、研修会による認知度向上
- ➡専門相談窓口による相談対応

推進施策③ 障がい、医療的ケア等支援

- 障がいや、発達に特性のあるこども、若者、医療的ケアの必要なこども・若者について、地域社会への参加、包摂(インクルージョン)を推進し、健全な発達、将来の自立や社会参加のため、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。
 - ➡教育・保育施設、小中学校での医療的ケアの支援体制の整備
 - ➡就労訓練、生活訓練等の提供や療育
- 障がいのあるこどもとないこどもが、ともに学ぶことができるよう、特別支援教育での学びの場の環境整備に取り組みます。
 - ➡学校生活支援員、学級支援員の配置

推進施策④ いじめ、不登校、自殺対策

- 教育現場等でいじめ防止に資する教育、取組を推進するとともに、早期発見、組織的な早期対応のための体制を強化します。また、相談先の確保、周知や関係機関間の連携を強化し、いじめ防止対策及び解消のための取組を推進します。
 - ➡専門相談窓口による相談対応
 - ➡小中学生によるミーティングの実施
- 不登校を問題行動と受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、すべてのこどもが教育を受けられるよう、専門家に相談できる機会の確保やニーズに応じた学習支援を行います。
 - ➡教育、福祉一体の相談支援の実施
 - ➡ICT を活用した学習支援
- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、多職種が連携を図り、自殺予防教育や、大学を含む各種学校等での啓発活動、タブレット端末等の活用による自殺リスクの早期発見、SNS等を活用した相談体制の整備、ハイリスクのこどもへの関係機関、専門家の連携による支援体制の強化、遺されたこどもへの支援など、こども、若者の自殺対策を総合的に進めます。
 - ➡ゲートキーパーの養成

みんなの声～アンケート調査から～

○様々な事情を抱え、学問に支障をきたしている人が、安心して学業に励める制度を作してほしい(12歳)

○障がいがあると、当たり前で幼稚園や小学校に行けず、全部自分で調べて療育施設やサービスを調べないといけないので、障がいのこどもがいると、どのような進路や選択があるのか、もっと分かりやすく、みんなが当たり前で知ることができる世の中になってほしい(37歳)

○本人が積極的に言い出せない、あるいは、それが普通だと思い込んでいる状況があるなら、周りがそれに気づいてあげられる環境を作してほしい(63歳)

➡養育支援が必要な家庭やヤングケアラーを早期に見つけて、適切な支援につなげるほか、障がいなどの支援に関する情報を、必要な人に届くような情報発信を行います。



(基本方針4)若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

推進施策① 心身の健康向上

- こどもや若者が発達状況に応じて、運動習慣や食生活、睡眠、性や妊娠などに関する心や身体の健康管理に必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康を管理し、適時必要なサポートを受けられるよう、若い世代への普及啓発や情報提供や相談支援を行います。
 - ➡プレコンセプションケアの推進
- こどもを持ちたいと望む夫婦等の支援や、こども家庭センターを中心とした産前、産後から子育て期の切れ目のない伴走型支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。
 - ➡不妊治療、不育症検査の負担軽減
 - ➡妊娠、出産期の面談、家庭訪問、産後ケアの実施

推進施策② 出会い、結婚支援

- 多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚を望む人への出会いの場の提供に関する広域的な取組や、結婚生活に伴う新生活のスタートへの支援など、希望に応じた支援を進めます。
 - ➡出会い、交流など出会いの機会の創出
 - ➡若年世帯への経済的支援

推進施策③ 就労、ライフプランニング支援

- 若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、職業能力の養成や就職活動でのマッチング支援などによるキャリア形成支援や、こどもの頃からのライフプランニング教育を推進します。
 - ➡人材育成、確保のための資格取得に対する経済的負担の軽減
 - ➡学生の起業支援
- スタートアップ支援や、リ・スキリングによる能力向上支援など、本市における若者の新たな挑戦を応援するための支援を行います。
 - ➡創業、経営に関する個別相談会やセミナー等の開催



みんなの声～アンケート調査から～

- もうちょっと職場体験や将来に関する授業をしてほしい！！(11歳)
- 「自分の進路や将来について」を相談してくれる機会があるといいな(12歳)
- もう少し、将来の職業についてたくさんの職種を知る機会を増やしていただけたら、ありがたいです(17歳)

➡こども・若者のみなさんが、自分の将来を思い描けるように、
キャリアデザイン・ライフデザインに関する学びの場を提供します。

(基本方針5)安心して子育てできるよう子育て当事者を支援する

推進施策① 子育て世帯への経済的負担軽減

- 子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう、幼児教育・保育の無償化や就学支援、医療費、その他生活費に関する経済的支援等を行い、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を図ります。
 - ➡おむつなど出産、育児にかかる費用の助成
 - ➡こどもにかかる医療費の助成
 - ➡小学校、中学校の就学援助
 - ➡大学等への修学にかかる奨学金の貸付

推進施策② ひとり親家庭の自立促進

- ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、早期から育児、保育での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ります。
 - ➡こどもの学習支援
 - ➡母子生活支援施設の運営
- 親の資格取得や職業能力開発向上などの就労支援や多様な働き方のできる労働環境の確保に努めます。
 - ➡自立支援のための資格取得費用の給付による経済的負担の軽減
- 養育費が確実に確保されるため、養育費の取り決めや面会交流等に係る相談、支援を充実させます。
 - ➡弁護士相談

推進施策③ 関係機関と連携した相談体制の構築

- 窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援につなげます。
 - ➡こども家庭センターと地域機関との連携
 - ➡要保護児童対策地域協議会の連携強化

みんなの声～アンケート調査から～

- 大学の学費など、ひとり親家庭への支援を手厚くしてほしい(16歳)
- 進学する費用を賄えない場合があるので、無償にしてほしい(11歳)
- こどもの精神的支援と同時に、親も精神的支援がほしいと思います(20歳)



➡経済的に困難な家庭やひとり親家庭への学習支援や、医療費助成などを
充実させ、将来的な進路の選択肢の幅を広げます。

また、子育て当事者もこども・若者も相談しやすい窓口で、それぞれの悩みに
応じて必要な支援につなげます。

3. 本計画の成果指標

本計画の評価にあたり、以下の成果指標を基本方針ごとに設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

基本方針	成果指標		現状 (R6)	目標 (R11)
(1)こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる	自分が幸せだと思うこども・若者の割合	小中学生	92.7%	95.0%
		15～39歳	92.0%	95.0%
(2)こども・若者の健やかな育ちを支える	自宅以外に安心して過ごせる自分の居場所があるこどもの割合	小中学生	81.1%	90.0%
		15～17歳	59.2%	75.0%
(3)こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる割合	小中学生	82.0%	90.0%
		15～39歳	81.6%	90.0%
(4)若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合	小中学生	75.8%	85.0%
		15～39歳	63.7%	75.0%
(5)安心して子育てできるよう子育て当事者を支援する	こども家庭センターの認知度		46.8%	75.0%
	合計特殊出生率		1.25(R4)	※

※第7次松山市総合計画前期基本計画で定める目標値

第5章 各個別計画記載事項

1. 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画

(1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の量の見込みと確保の内容等

① 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

(ア) 教育・保育提供区域の設定

地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き教育・保育提供区域を以下の9区域とします。

■教育・保育提供区域

区域名	面積 (km ²)	人口 (人)	未就学 児童数 (人)	認定 こども 園数(園)	認定こども園 定員数(人)		幼稚園数 (園)	幼稚園 定員数 (人)	保育所数 (園)	保育所 定員数 (人)	地域型保 育事業施 設数(園)	地域型保 育事業施 設定員数 (人)	保育所等 待機児童 数(人)	保育所等 入所待ち 児童数 (人)
					幼稚園 機能	保育所 機能								
①中心部	17.91	121,674	4,153	15	1,017	1,207	4	710	10	1,050	9	156	0	72
②北東部	96.94	37,855	1,425	2	85	70	3	336	3	250	1	19	0	13
③東部	42.43	72,986	3,464	8	785	606	2	200	4	390	6	134	0	51
④南部	59.36	76,787	3,428	9	1,238	884	5	1,280	4	680	7	133	0	59
⑤西部	24.10	81,310	3,839	3	198	500	4	1,735	6	530	4	73	0	65
⑥北西部	17.22	26,160	816	3	171	250	2	356	4	340	0	0	0	13
⑦北部	31.62	53,074	2,280	5	66	250	4	375	7	510	5	55	0	25
⑧北条	102.13	25,017	766	4	221	171	1	25	6	380	1	13	0	0
⑨中島	37.35	3,024	38	1	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	429.06	497,887	20,209	50	3,791	3,958	25	5,017	44	4,130	33	583	0	298

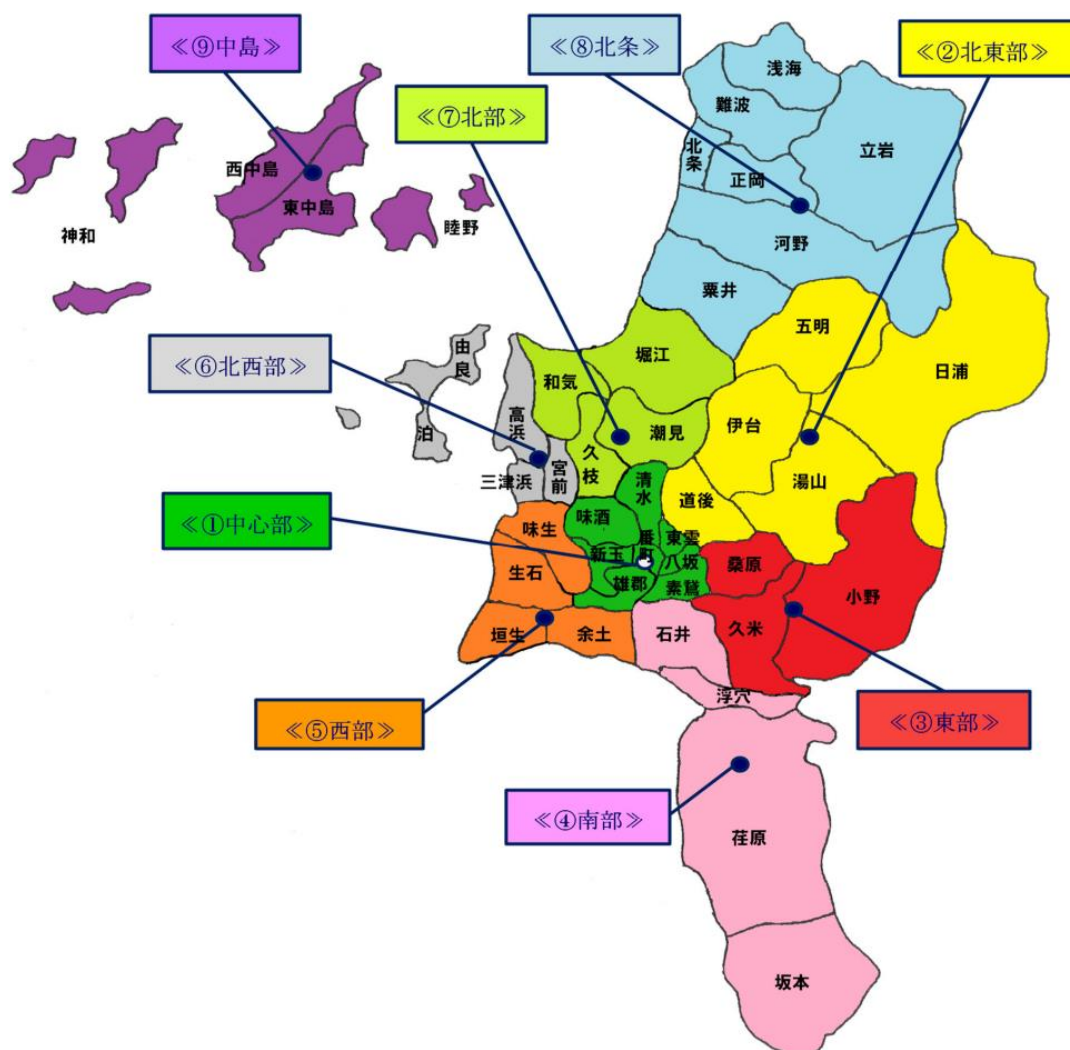
令和6年4月1日現在

地域型保育事業実施施設定員数には、事業所内保育事業の従業員枠を含めない

※本計画の中で、「子ども」とは、概ね18歳以下の子どもをいいます。

■地区別教育・保育提供区域

区域名	地区
①中心部	番町、八坂、東雲、素鷺、雄郡、新玉、味酒、清水
②北東部	湯山、日浦、五明、伊台、道後
③東部	久米、小野、桑原
④南部	石井、浮穴、荏原、坂本
⑤西部	余土、垣生、生石、味生
⑥北西部	宮前、三津浜、高浜、由良、泊
⑦北部	和気、潮見、堀江、久枝
⑧北条	浅海、立岩、難波、正岡、河野、粟井
⑨中島	睦野、東中島、西中島、神和



(イ) 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の教育・保育の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

なお、設定した量の見込みと確保方策に大きな乖^{かい}離がある場合は、計画の中間年度を目途に、見直しを行います。

量の見込みと確保方策及び実施時期は、
本計画書の別冊 第2章「松山市子ども・子育て支援事業計画」に掲載しています。

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

(ア) 提供区域の設定

教育・保育提供区域である9区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定します。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
②延長保育事業	教育・保育提供区域(9区域)
③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	教育・保育提供区域(9区域)
④子育て短期支援事業	市内全域(市内1区域)
⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	市内全域(市内1区域)
⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域(市内1区域)
⑦地域子育て支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑧一時預かり事業	教育・保育提供区域(9区域)
⑨病児・病後児保育事業	市内全域(市内1区域)
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市内全域(市内1区域)
⑪妊婦一般健康診査事業	市内全域(市内1区域)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域(市内1区域)
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市内全域(市内1区域)
⑭子育て世帯訪問支援事業	市内全域(市内1区域)
⑮親子関係形成支援事業	市内全域(市内1区域)
⑯児童育成支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑰乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市内全域(市内1区域)
⑱妊婦包括相談支援事業	市内全域(市内1区域)
⑲産後ケア事業	市内全域(市内1区域)

(イ) 量の見込みと確保方策

本市の地域子ども・子育て支援事業の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

なお、設定した量の見込みと確保方策に大きな乖^{かい}離がある場合は、計画の中間年度を目途に、見直しを行います。

量の見込みと確保方策及び実施時期は、
本計画書の別冊 第2章「松山市子ども・子育て支援事業計画」に掲載しています。

③ 子ども・子育て支援の推進方策等

(ア) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重するとともに、公立施設の認定こども園への移行についても、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

2) 幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期

本計画中の認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。ただし、新規数は、既存施設からの移行等を妨げる数ではなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。

年度		1年目 令和7年度	2年目 令和8年度	3年目 令和9年度	4年目 令和10年度	5年目 令和11年度	参考 令和6年度
幼保連携型	既存数	22 施設	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	21 施設
	新規数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	26 施設	22 施設
幼保連携型以外	既存数	28 施設	28 施設	31 施設	33 施設	34 施設	27 施設
	新規数	0 施設	3 施設	2 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	28 施設	31 施設	33 施設	34 施設	35 施設	28 施設
合計		50 施設	54 施設	57 施設	59 施設	61 施設	50 施設

3) 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

本計画中の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおり設定します。

・1号:30 人 ・2号:348 人 ・3号:90 人

4) 需給調整の考え方について

教育・保育施設(幼稚園を除く)及び地域型保育事業の認可申請があった際、各提供区域内で

の「量の見込み」と「確保の内容」のみならず、実際の「利用申込者数」と利用定員に対する弾力的な受け入れを含めた「受入可能数」を勘案した上で、受入可能数が不足する場合は、適格性及び認可基準を満たす申請者であれば、認可するものとします。また、認可することにより、受入可能数が過多となる場合は、認可を行わないことができます。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に計画で定める数を加えたものの範囲内であれば移行できます。

5) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会を確保し、専門性の向上に努めます。

6) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及び推進方策

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら、こどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。その上で、「こどもの最善の利益」の実現のため、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安・孤立感を軽減し、支えていけるよう、子育て支援施策を推進します。

7) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

就学前の教育・保育施設は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、各種研修会で幼稚園教諭同士の情報交換・連携や、地域保育所（認可外保育施設）の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携を強化します。加えて、地域型保育事業では、幼稚園、認定こども園及び認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。小学校単位で設置している幼保小連絡会を充実させ、就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携を強化します。

また、「幼保小中連携推進事業」では、研究指定校を指定して、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、こども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。さらに、就学前の教育・保育施設と小学校で5歳児から小学1年生の2年間のカリキュラムの協働作成に取り組む等、接続の円滑化を推進します。

(イ) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子ども・子育て支援の新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方、地域保育所（認可外保育施設）等を利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

(ウ) 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業（こども家庭センター）による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中に育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

(エ) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

1) 児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、こどもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化をすることにより、関係機関との連携強化を図ります。

特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

2) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

3) 障がい児施策の充実等

障がい児など配慮を要するこどもが日常生活をする上での支援のため、児童発達支援センター等の関係機関と連携・協力し、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るなど、地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進するほか、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援については、地域での課題を整理するため、地域の関係機関と連携して支援ニーズなど実態把握に努めます。

(オ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

(カ) 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、松山市子ども・子育て会議の中で協議を行うなど、関係機関が相互連携を図ることができる取組を推進します。

2. 第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)」に従い、「第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」では、ひとり親家庭等の自立に向けて、基本目標等を以下のとおり設定します。

(1)ひとり親家庭等の家庭生活及び職業生活に関する事項(ひとり親世帯実態調査結果)

- ひとり親家庭等が孤立しないよう地域での支援が必要であり、子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。
- また、母子世帯では、非正規雇用である「パート・アルバイト」「派遣社員」の割合が40%程度で、自身の年間就労収入が300万円未満の割合が70%を超えており、就業支援や養育費確保等の支援についても推進していく必要があります。
- なお、家計を最も圧迫している費用は母子世帯・父子世帯ともに「食費」が最も多く、こどもの年齢が上がるにしたがって「育児・教育費」が生活費を圧迫している状況であり、経済的支援に加えてこどもの学習支援も推進していく必要があります。

➡各種サービスの認知度向上、就業支援・経済的支援の継続や学習支援の推進が必要

(2)ひとり親家庭等の生活と安定と向上のため講じようとする施策の基本方針

① 基本的な方向性

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、早期から育児、保育での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立・安定・向上を図ります。

※「松山市こども計画」施策体系(5)-②

② 実施する各施策の基本目標(施策の柱)

1. 子育てや生活の支援
2. 就業支援
3. 養育費の確保
4. 経済的支援

(3)ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための具体的な取組

1. 子育てや生活の支援

ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないように、早い段階から育児、保育の援助や日常生活・緊急時のサポートを行うとともに、必要なサービスを適切に受け取ることができるよう、支援制度等の情報などが確実に届くよう取り組みます。

【取組事業(抜粋)】

母子・父子自立支援員等による相談の充実、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供など

2. 就業支援

ひとり親家庭等の自立につながるよう、関係機関と連携しながら当事者の状況に応じた就労支援に取り組みます。

【取組事業(抜粋)】

ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等支給事業、自立支援教育訓練給付金支給事業、就業支援講習会等事業など

3. 養育費の確保

養育費を確実に確保できるよう、養育費の取り決めや、親子交流等に係る相談支援を行うとともに、民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の内容を踏まえて必要な支援を検討します。

【取組事業(抜粋)】

専門相談員による相談の実施、養育費に関する情報提供と広報・啓発活動など

4. 経済的支援

必要な世帯への各種手当等の活用を促し、子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、こどもの学習支援など、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めます。

【取組事業(抜粋)】

児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療助成事業、こどもの学習支援事業など

その他取組事業は、本計画書の別冊 第1章「松山市こども計画『施策の展開』 事業一覧」に掲載しています。

(4)成果指標

「第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の評価にあたり、以下の成果指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

施策の柱	成果指標	目標設定時	目標 (令和11年度)
1.子育て・生活支援	①子育て短期支援事業の認知度	32.0% (令和6年度)	40%
	②ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度	33.3% (令和6年度)	40%
2.就業支援	③母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率	75.0% (令和5年度)	100%
	④高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑤自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	100% (令和5年度)	100%
3.養育費の確保	⑥養育費の取り決めをしている割合 (母子世帯)	57.2% (令和6年度)	70%
	⑦養育費を受領している割合 (母子世帯)	41.8% (令和6年度)	55%
4. 経済的支援	⑧土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和5年度)	100%
	⑨土曜塾プラスの参加者の大学等への進学率	—	100%

- 「1. 子育て・生活支援」では、公的制度の認知度は概ね上昇傾向にあるものの、「子育て短期支援事業」及び「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は前回調査よりも低下していたため、まずは前計画の目標値(40%)の達成を目指し、「ひとり親家庭のしおり」の配布など、これまでの取組に加えて、助産施設など医療機関との連携や生活保護世帯への周知などを通じて、認知度向上に努めます。
- 「2. 就業支援」では、「母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率」を新たに設定し、母子・父子自立支援員がハローワーク等と連携して就業につなげます。
- 「3. 養育費の確保」では、国の目標値(養育費受領率 令和13年に40%)より高い目標値を設定し、相談支援や情報発信の強化に努めます。
- 「4. 経済的支援」では、学習支援の取組を通して、令和6年度から開始した高校生を対象の「土曜塾プラス」も、中学生が対象の「土曜塾」と同様に進学率100%を目指します。

3. 第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

国の「こども大綱」にある、「第3 こども施策に関する重要事項、1 ライフステージを通した重要事項（4）こどもの貧困対策」を参考に、基本目標等を以下のとおり設定します。

(1)こどもの貧困に関するアンケート結果

- 小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった経験のある人は5%程度、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人が10%程度おり、今後も、貧困の解消につながる支援が必要です。
- また、家族が必要とする食料品が買えなかったという経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外の学習機会が「特にない」割合が高くなっており、家庭の経済状況などによって、こどもの学習機会や体験の機会の有無に差が生まれています。家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していく必要があります。

➡生活安定と自立のための支援の継続や、こどもの学習支援の推進が必要

(2)こどもの貧困の解消に向けた対策の基本方針

① 基本的な方向性

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の状況に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう、教育費負担の軽減や、地域での学習支援等を行います。
- また、経済的に困窮している子育て世帯に対し、生活支援や経済的支援、保護者の就労支援等を実施します。

※「松山市こども計画」施策体系(3)-②

② 実施する各施策の基本目標(施策の柱)

1. 教育の支援
2. 生活の安定に資するための支援
3. 保護者の就労の支援
4. 経済的支援

(3)こどもの貧困の解消に向けた対策に係る具体的な取組

1. 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、教育費の負担軽減を図るほか、学習機会の確保を支援します。

【取組事業(抜粋)】

こどもの学習支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、奨学資金貸付事業、生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業、就学援助費支給事業など

2. 生活の安定に資するための支援

こども・若者や子育て当事者が、社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談支援の充実や、こどもが安心できる居場所や保護者の交流の機会の確保などを通じ、こどもとその保護者の生活の安定につなげます。

【取組事業(抜粋)】

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)、子育てひろば等支援事業、妊娠・出産支援事業、養育支援訪問事業など

3. 保護者の就労の支援

子育て当事者の安定的な経済基盤を確保するため、就職支援に加え、所得の増大や職業生活の安定と向上のため、保護者の状況に合ったきめ細やかな就労支援を行います。

【取組事業名(抜粋)】

高等職業訓練促進給付金等支給事業、自立支援教育訓練給付金支給事業、ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会等事業など

4. 経済的支援

子育て当事者の日々の生活を安定させるため、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促します。

【取組事業(抜粋)】

児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療助成事業、専門相談員による相談の実施、養育費に関する情報提供と広報・啓発活動など

その他取組事業は、本計画書の別冊 第1章「松山市こども計画『施策の展開』 事業一覧」に掲載しています。

(4)成果指標

「第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の評価にあたり、以下の成果指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

施策の柱	成果指標	目標設定時	目標 (令和11年度)
1. 教育の支援	①ひとり親家庭のこどもの短大、専門学校、大学またはそれ以上への進学希望率	55.6% (令和6年度)	65%
	②土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和5年度)	100%
	③土曜塾プラスの参加者の大学等への進学率	—	100%
2. 生活の安定に資するための支援	④こども食堂の数	32か所 (令和5年度)	45か所
	⑤乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	99.6% (令和5年度)	100%
3. 保護者の就労の支援	⑥高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑦自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑧母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率	75.0% (令和5年度)	100%
4. 経済的支援	⑨養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	57.2% (令和6年度)	70%
	⑩養育費を受領している割合(母子世帯)	41.8% (令和6年度)	55%

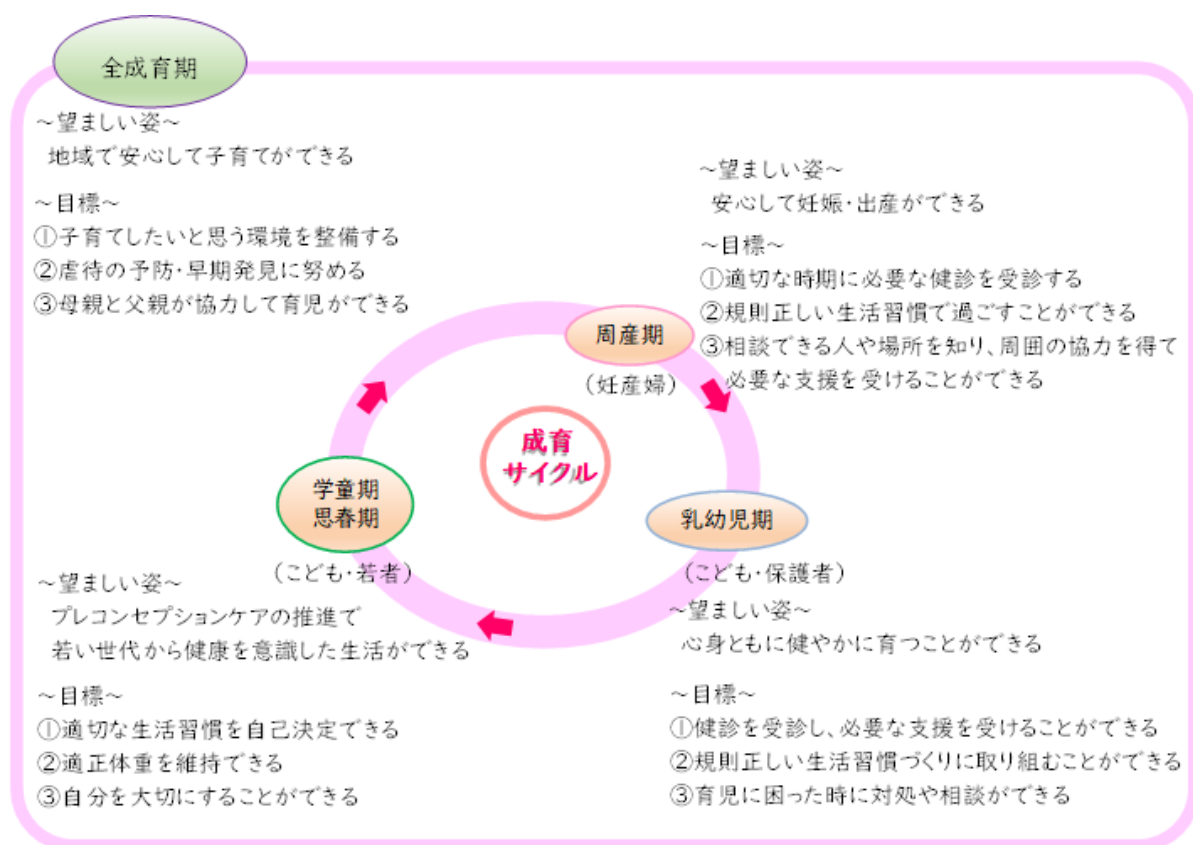
- 「1. 教育の支援」では、令和6年度の結果では、市内のひとり親家庭のこどもの短大、専門学校、大学またはそれ以上への進学希望率が 55.6%と、全国の「ひとり親家庭のこどもの進学率(高校等卒業後)65.3%(令和3年)」を下回っていたことから、全国の進学率と同等程度となるよう、こどもの学習支援事業の推進や、それら支援事業の情報発信などに取り組みます。
- 「2. 生活の安定に資するための支援」では、こども食堂に対して、引き続き助成を行うなどの支援をするほか、乳児がいるすべての家庭の訪問や産前・産後のサポートなどを実施することで、子育てに関する相談や情報提供のほか、支援が必要な世帯の把握に努めます。

4. 松山市成育医療等に関する計画

(1) 基本方針

大人になるまでの一連の成育過程(成育サイクル)に沿って、必要な支援を切れ目なく提供できる体制を整備します。成育サイクルのライフステージ毎に、望ましい姿や目標、成果指標を設定します。行政だけでなく、市民、地域や関係団体など社会全体で計画を推進します。

(2) 各ライフステージの望ましい姿と目標



(3)各ライフステージの主な取組

1. 周産期

保健師等がすべての妊婦と面談し、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなげる伴走型の相談支援を充実します。

- ・妊婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨の充実
- ・健診結果に基づく保健指導、妊娠中の喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及啓発の強化
- ・医師、助産師、保健師など多職種が連携した産後のメンタルヘルス対策の推進
- ・妊娠期から乳幼児期にかけてこどもへの言葉かけやスキンシップの大切さの普及啓発の推進

2. 乳幼児期

乳幼児健診等の母子保健事業や保育所等での保護者に対する子育て支援を推進します。

- ・乳幼児に対する健康診査の実施体制を整備し、疾病の早期発見・治療・生活指導を充実
- ・乳幼児健診等の母子保健事業を活用し、規則正しい生活習慣確立のための保健指導を実施、食育の推進
- ・悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなぐ取組の推進
- ・育てにくさを感じている保護者への保育所等での相談支援の充実、小児科医や療育機関等との連携の推進

3. 学童期・思春期

運動習慣・食生活・睡眠等の生活習慣及び性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発・相談支援、プレコンセプションケアの推進に取り組みます。

- ・教育機関等での健康診断の実施、適切な生活習慣及び性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発の推進
- ・こども・若者の自己肯定感を高めるための関わりや教育の推進、こころの健康問題に関する相談窓口の周知と関係機関の連携による支援体制の強化

4. 全成育期

社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します。

- ・こども家庭センターでの母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の充実、地域子育て支援センター等の身近な相談機関との密接な連携の促進
- ・孤立した子育てで虐待につながることをないよう、子育て中の親子の交流等を実施する地域子育て支援拠点事業等の利用を推進し、地域での見守り体制を強化
- ・産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深める両親学級や父親対象の育児講座の充実、育児シェアに関する普及啓発の推進

▼「松山市こども計画」推進施策(2)-③、(3)-①②③④、(4)-①、(5)-③に基づく取組

(5)成果指標・目標値

成果指標		現状 (R5)	目標値 (R11)	*は、国が示す指標 【参考】(R4)	
				愛媛県	国
妊婦健診受診率		96.8%	98.0%	97.4%	
妊婦歯科健診・保健指導受診率		58.0%	60.0%	52.4%	
*妊娠中の妊婦の喫煙率		1.3%	0%	1.5%	2.1%
妊娠中の妊婦の飲酒率		0.6%	0%	0.6%	0.9%
*産後1か月までの産後うつ病の ハイリスク者の割合		12.6%	12.0%		9.9%
*産後ケア事業の利用率		3.9% (R4)	7.0%		6.1% (R3)
乳児健診 受診率	3-4 か月児	99.3%	99.5%	94.5%	96.1%
	9-10 か月児	98.9%	99.0%	89.2%	86.1%
幼児健診 受診率	1歳6か月児	88.4%	93.0%	91.2%	96.3%
	3歳児	95.6%	96.0%	89.9%	95.7%
22時まで寝る3歳児の割合		77.4%	80.0%		
毎日朝食を食べる3歳児の割合		90.2%	95.0%		
*むし歯のない3歳児の割合		90.8%	95.0%	87.2%	91.4%
*育てにくさを感じたときに 対処できる保護者の割合		【3-4 か月児】 91.6%	【3-4 か月児】 95.0%	88.5%	81.2%
		【1歳6か月児】 84.8%	【1歳6か月児】 89.0%	79.4%	77.2%
		【3歳児】 89.9%	【3歳児】 93.0%	88.0%	81.8%
子育てについて困ったことや 心配なことがあった時の 相談先を知っている保護者の割合		65.7%	75.0%		
*毎日朝食を食べる児童生徒の割合		【小学5年生】 男子 73.5% 女子 73.6%	77.0%	77.7%	82.3%
		【中学2年生】 男子 73.2% 女子 65.7%		75.8%	81.1%
				75.8%	80.0%
				68.2%	73.4%
*12歳児の一人平均う歯数		0.43本	減少	0.8本	0.56本

成果指標	現状 (R5)	目標値 (R11)	【参考】(R4)	
			愛媛県	国
プレコンセプションケア認知度	14.6%	50.0%		
*肥満度 20%以上の 児童生徒の割合	【小学5年生】 男子 13.4% 女子 9.0% 【中学2年生】 男子 12.2% 女子 7.6%	減少	14.8% 10.8% 11.8% 8.8%	14.6% 9.8% 11.5% 7.6%
女性のやせの割合 (BMI18.5 未満)	13.7%	12.0%		
自分を大切な存在だと思 う者の割合(11～17 歳)	78.5%	80.0%		
*この地域で子育てをしたい と思う保護者の割合	【3-4 か月児】 97.6% 【1 歳 6 か月児】 97.7% 【3 歳児】 98.4%	【3-4 か月児】 99.0% 【1 歳 6 か月児】 99.0% 【3 歳児】 99.0%	97.2% 96.8% 97.3%	94.6% 94.9% 95.4%
*ゆったりとした気分で こどもと過ごせる時間がある 保護者の割合	【3-4 か月児】 91.3% 【1 歳 6 か月児】 80.7% 【3 歳児】 77.0%	【3-4 か月児】 93.0% 【1 歳 6 か月児】 83.0% 【3 歳児】 80.0%	91.4% 82.7% 78.3%	89.5% 80.9% 75.9%
*乳幼児期に体罰や暴言、 ネグレクト等によらない 子育てをしている保護者の割合	【3-4 か月児】 97.5% 【1 歳 6 か月児】 89.1% 【3 歳児】 72.6%	【3-4 か月児】 98.0% 【1 歳 6 か月児】 90.0% 【3 歳児】 73.0%	96.4% 79.4% 72.4%	94.9% 85.4% 71.1%
積極的に育児をしている 父親の割合	【3-4 か月児】 70.3% 【1 歳 6 か月児】 68.0% 【3 歳児】 64.3%	【3-4 か月児】 71.0% 【1 歳 6 か月児】 69.0% 【3 歳児】 65.0%	70.4% 68.4% 63.9%	70.9% 68.7% 64.6%

第6章 計画の推進

1. 市民及び関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。あわせて、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、こども・若者の支援、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、地域の幅広い人材の確保、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、こども・若者・子育て当事者に対して、本計画の取組状況に対するアンケートを行い、ご意見や評価いただくとともに、松山市子ども・子育て会議で、毎年度成果指標等について点検します。計画策定後には、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するに当たっては、こども・若者・子育て当事者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善や見直し及び新たな事業や取組の検討につなげます。

また、本計画に包含される各種個別計画部分について、「松山市子ども・子育て支援事業計画」は、松山市子ども・子育て会議、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、「松山市成育医療等に関する計画」は松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会にて毎年度取組の進捗状況の管理及び評価を行います。